

第1節 計画の策定方針

項 目	頁	担 当
第1 計画の目的	1	市民安全課
第2 位置付け	1	市民安全課
第3 見直しの背景と方針	2	市民安全課
第4 計画の構成	3	市民安全課
第5 計画の修正	3	市民安全課

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び島原市防災会議条例に基づき、島原市防災会議が作成する計画である。

本計画は、市、県、関係機関、公共的団体及び市民が、その有する全機能を発揮し、市域における防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

この実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるため、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、衆知を集めて効果的な災害対策を講じる。

また、市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現により、市民福祉の確保に万全を期する。

第2 計画の位置づけ

本計画は、市の処理すべき事務又は業務を中心とし、県、関係機関、公共的団体及び市民が分担処理すべき事務・業務又は任務を明確にした基本的かつ総合的な計画である。

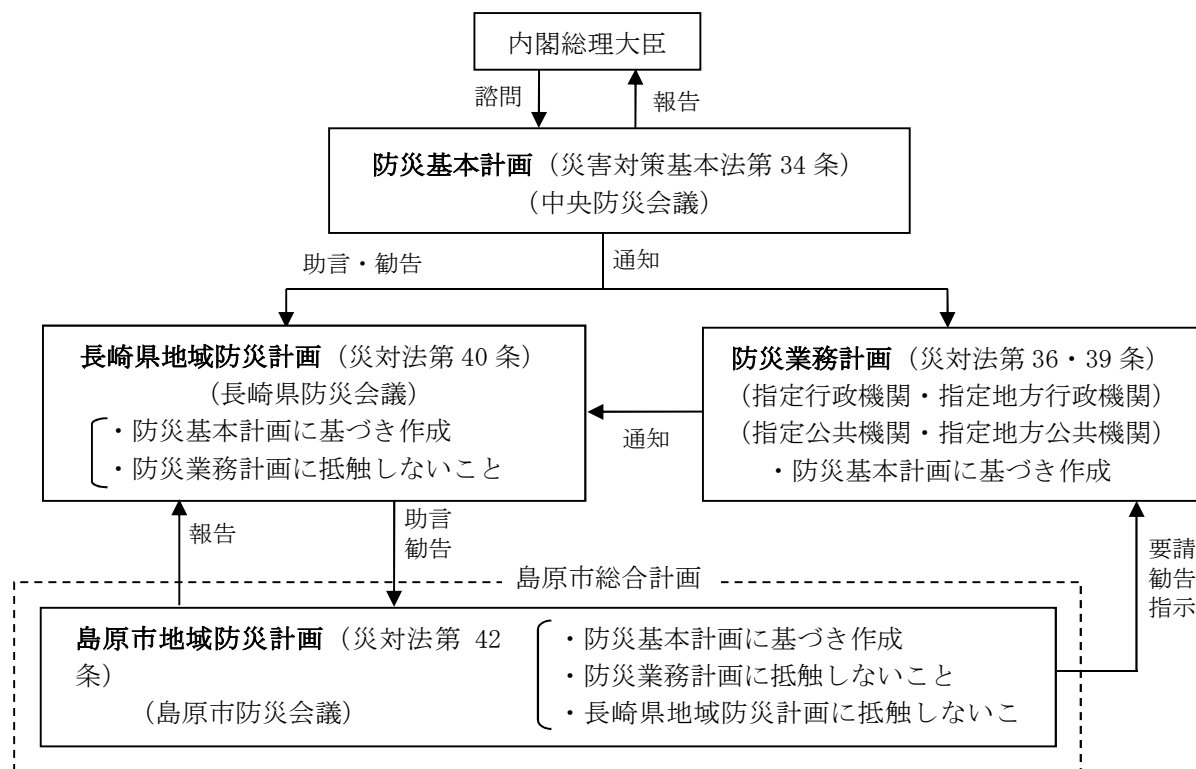
国土強靱化は、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、本計画における国土強靱化に関する部分については、その基本目標である

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 本市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興を踏まえたものとする。

なお、本計画は、平成23年3月に発生した東日本大震災による地震・津波、原子力等による被害等を教訓に修正された国の防災方針である「防災基本計画」及び「長崎県地域防災計画」との整合性を有するとともに、島原市国土強靱化地域計画を踏まえ、地域の特性や災害環境にあわせた本市独自の計画である。

『地域防災計画の役割』

- 地方公共団体が計画的に防災行政を進める上での指針としての役割
- 市民等の防災活動に際しての指針としての役割
- 国が各種の地域計画を策定し、事業を行うにあたっての尊重すべき指針としての役割



第3 見直しの背景と方針

1 見直しの背景

国は、令和2年5月に令和元年東日本台風や房総半島台風に係る検証を踏まえた防災計画の修正や災害リスクととるべき行動の理解促進、また新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施を開始した。

一方、長崎県では、災害対策本部設置基準の見直しや、新型コロナウイルス感染症対策が明示され、令和2年6月に地域防災計画の修正がなされた。

また、市においては、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及びせ活を守ることができるよう地域住民の防災力を向上させることが必要なことから、島原市国土強靱化地域計画を策定した。

こうした国、県の修正及び島原市国土強靱化地域計画策定を踏まえ、本市においても災害対策基本法第42条に基づき「島原市地域防災計画」の見直しを行うものである。

2 見直しの方針

(1) 防災基本計画の修正

- ① 島原市国土強靱化地域計画を指針として整合性を図る
- ② 新型コロナウイルス感染症防止対策の明記
- ③ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域設定に伴う避難促進施設の指定
- ④ 大手川想定浸水区域の設定に係る周知
- ⑤ 指定避難所の見直し（母子対応の福祉避難所の指定、ペット同行避難に対応した避難所の設定）
- ⑥ 災害時における各種応援協定等の締結

- (2) 各種協議会等における検討事項
 - ① 雲仙岳火山防災協議会
避難促進施設の追加及び雲仙岳火山防災計画の修正
 - ② 雲仙普賢岳溶岩ドーム崩壊ソフト対策検討委員会
雲仙岳火山防災協議会への移行について
- (3) 経年変化事項
気象及び人口の推移

第4 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりである。

■計画の構成

構 成		内 容
本編	第1章 総 則	市及び関係機関が防災に関し処理すべき事務及び業務の内容、想定される被害、防災の基本方針等について定めたもの。
	第2章 災害予防計画	災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるべき市街地の整備、災害が発生した後の応急対策を迅速かつ的確に実施できる防災体制の整備、風水害、地震災害、火山災害等をはじめ各種災害に対応するために平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般について定めたもの。
	第3章 風水害応急対策計画	風水害における災害警戒時の応急対策、災害発生後の応急的救助、被災者の生活支援・再建等を中心に市及び関係機関が行うべき応急対策を定めたもの。
	第4章 震災応急対策計画	地震発生直後の応急的救助、被災者の生活支援・再建等を中心に市及び関係機関が行うべき応急対策等を定めたもの。
	第5章 特定災害応急対策計画	地震や風水害以外の火山災害、高潮災害等における応急的救助、被災者の生活支援・再建等を中心に市及び関係機関が行うべき応急対策を定めたもの。
	第6章 災害復旧復興計画	災害応急対策以降において、市民の生活再建、地域産業の再建等のための各種取り組み及び復興の基本方針等を定めたもの。
資料編		上記に係わる各種資料をとりまとめたもの。

第5 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の地域構造の変化及び災害応急対策の効果等を検証し、必要があると認めるときは、これを島原市防災会議において修正する。

第2節 関係機関等の業務大綱

項 目	頁	担 当
第1 市	4	市民安全課、関係各部
第2 県	5	市民安全課、関係各部
第3 指定地方行政機関	6	市民安全課、関係各部
第4 自衛隊	9	市民安全課、関係各部
第5 指定公共機関	9	市民安全課、関係各部
第6 指定地方公共機関	12	市民安全課、関係各部
第7 公共的団体と防災上重要な施設の管理者等	13	市民安全課、関係各部、関係機関
第8 市民及び事業者等の責任等	14	市民安全課、関係各部、関係機関

防災関係機関等は、その業務が直接的なもの、あるいは間接的なものを問わず、一体となって災害の防止に寄与するよう配慮しなければならない。

本市が管轄する各防災関係機関等の管理者が処理すべき業務の大綱は、次のとおりである。

第1 市

■風水害、震災、特定災害（原子力災害を除く）

機 関 名	所掌事務又は業務の大綱
島 原 市	(1) 市防災会議に関する事務 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧の実施 (3) 消防水防その他応急措置 (4) 市地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (5) 被災者に対する救助及び救済措置 (6) 災害時における保護衛生、文教及び保護対策 (7) 関係団体が実施する災害応急対策等の調整 (8) 災害対策に関する隣接市間との相互応援協力

■原子力災害

機 関 名	所掌事務又は業務の大綱
島 原 市	(1) 原子力防災に関する知識の普及・啓発 (2) 災害に関する情報収集・伝達及び広報 (3) 緊急時モニタリングへの協力 (4) 避難住民の避難受入に係る協力

第2 県

■風水害、震災、特定災害（原子力災害を除く）

機 関 名	所掌事務又は業務の大綱
長 崎 県	(1) 県防災会議に関する事務 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧の実施 (3) 水防その他の応急措置 (4) 県地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (5) 被災者に対する救助及び救護措置 (6) 災害時における保護衛生、文教、治安及び交通対策 (7) 災害対策に関する隣接県間の相互応援、協力等 (8) 被災児童・生徒等に対する応急の教育 (9) 市町が処理する災害事務又は業務の実施についての救助及び調整

■原子力災害

機 関 名	所掌事務又は業務の大綱
長 崎 県	(1) 原子力防災体制の整備 (2) 通信施設及び通信連絡体制の整備 (3) 環境放射線モニタリング施設及び体制の整備 (4) 環境条件の把握 (5) 原子力防災に関する知識の普及と啓発 (6) 教育及び訓練の実施 (7) 事故発生時における国、市等との連絡調整 (8) 応急対策活動に要する資機材等の整備 (9) 災害状況の把握及び伝達 (10) 緊急時の環境放射線モニタリング (11) 市町長に対する住民等の退避、避難並びに立入制限の指示、助言 (12) 被ばく者の診断及び措置への協力 (13) 市町長に対する住民等への飲料水・飲食物の摂取制限の指示等 (14) 市町長に対する住民等への汚染農水産物等の出荷制限の指示等 (15) 災害復旧 (16) 市町長に対する各種制限措置の解除の指示 (17) 相談窓口の設置 (18) 国等から派遣される専門家等の受入れ及び調整 (19) 行政機関、学校等の退避 (20) 放射性物質による汚染の除去 (21) 放射性物質の付着した廃棄物の処理 (22) 風評被害等の影響の軽減 (23) 文教対策 (24) 緊急医療本部の設置・運営 (25) 自衛隊への災害派遣要請 (26) 他の都道府県との相互応援 (27) 災害時の交通及び輸送の確保 (28) 要配慮者対策 (29) その他災害対策に必要な措置

第3 指定地方行政機関

■風水害、震災、特定災害（原子力災害を除く）

機 関 名	所掌事務又は業務の大綱
九州管区警察局 (長崎県警察本部、 島原警察署)	(1) 災害時の維持における治安、交通、通信及び県警察相互応援要請に係わる連絡調整など警察行政に関する調整
九州総合通信局	(1) 非常通信体制の整備に関すること (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること (3) 災害時における通信機器及び移動電源車の貸出に関すること (4) 災害時における電気通信の確保に関すること (5) 非常通信の統制、監理に関すること (6) 災害地域における電気通信設備の被害状況の把握に関すること
福岡財務支局 (長崎財務 事務所)	(1) 地方公共団体に対する災害融資 (2) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示 (3) 公共事業等被災施設の査定の立会
九州厚生局	(1) 災害時の国立病院、国立療養所における医療、助産救護の指示調整 (2) 災害による負傷者等の国立病院、国立療養所における医療助産、救助
長崎労働局 (島原労働基準監 督署、島原公共職業 安定所)	(1) 工場、事業場における労働災害の防止及び災害救助に対する援助
九州農政局 (長崎県拠点)	(1) 被害状況の把握・報告に関すること (2) 応急用食糧の調達・供給に関すること (3) 一般食糧の安定供給対策に関すること (4) 農地、農業用施設等の災害復旧事業に関すること (5) 災害に強い国土と農業基盤の整備に関すること (6) その他防災に関し九州農政局の所掌すべきこと
九州森林管理局 (長崎森林管理 署、島原森林事務 所、眉山治山事業 所)	(1) 国有林等の森林治水事業等の防災管理 (2) 災害応急用材の需給対策
九州経済産業局	(1) 災害時における物資の需給及び価格の安定対策 (2) 被災商工業者に関する融資の調整
九州産業保安監督部	(1) 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること (2) 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保 (3) 危険物の保全

機 関 名	所掌事務又は業務の大綱
九州地方整備局 (長崎河川国道事務所)	(1) 直轄公共土木施設の整備と維持・管理に関すること (2) 直轄河川の水防に関すること (3) 直轄国道の防災に関すること (4) 港湾、海岸災害対策に関すること (5) 高潮、津波災害等の予防に関すること (6) 「九州地方整備局における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施 (7) その他防災に関し九州地方整備局の所掌すべきこと
九州運輸局 (長崎運輸支局)	(1) 災害時における陸上輸送の調査並びに指導 (2) 災害時における自動車運送事業者に対する運送命令 (3) 災害時における関係機関との輸送荷役機関との連絡調整
大阪航空局 (長崎空港事務所)	(1) 長崎空港及びその周辺（福江空港及びその周辺、対馬市、壱岐市を除く長崎県内を含む）における航空機災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の消火救難活動 (2) 長崎空港の運航及び運用に重大な影響を及ぼす自然災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合の対応措置 (3) 遭難航空機の捜索及び救難活動
国土地理院 九州地方測量部	(1) 地殻変動の監視に関すること。 (2) 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。 (3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。
福岡管区気象台 (長崎地方気象台)	(1) 気象・地象・地動及び水象の観測並びに成果の収集並びに発表を行う。 (2) 気象・地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
第七管区海上保安本部 (長崎海上保部、三池海上保安部)	(1) 災害時における人命、財産の救助その他救済を必要とする場合の救済並びに海上の治安警備
九州地方環境事務所	(1) 災害廃棄物の処理に関すること。 (2) 環境開始体制の支援に関すること。 (3) ペットの救護等に係る支援に関すること。
九州防衛局	(1) 災害時における防衛省（本省）との連絡調整 (2) 災害時における自衛隊、米軍との連絡調整の支援

■原子力災害

機 関 名	所掌事務又は業務の大綱
九州管区警察局 (長崎県警察本部、 島原警察署)	(1) 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整 (2) 広域的な交通規制の指導調整 (3) 災害に関する情報収集及び連絡調整
九州総合通信局	(1) 災害時における電気通信の確保及び非常通信の統制管理に関すること
福岡財務支局 (長崎財務事務所)	(1) 災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整
九州厚生局	(1) 関係職員の現地派遣 (2) 関係機関との連絡調整に関すること
長崎労働局 (島原労働基準監督署)	(1) 労働者の被ばく管理の監督指導 (2) 労働災害調査及び労働者の労災補償
九州農政局 (長崎支局)	(1) 災害時における農畜水産物への影響等に係る情報収集等に関すること (2) 災害時における応急用食糧等の確保等に関すること (3) 被災地周辺の農畜産物等の移動規制に関すること (4) 農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等の指導 (5) 災害時における食糧の供給、価格動向等の情報についての消費者相談 (6) 災害時の食糧の供給指導、緊急引き渡しの措置 (7) 汚染米の移動規制及び処理
九州森林管理局 (長崎森林管理 署、島原森林事務 所、 眉山治山事業所)	(1) 国有林野・国有林産物の汚染対策
九州経済産業局	(1) 災害に関する情報収集及び被災商工業者等に係る支援に関すること
九州産業保安監督部	(1) 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること (2) 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保 (3) 危険物の保全
九州地方整備局 (雲仙復興事務所)	(1) 国管理の国道、一級河川の管理及び調整 (2) 交通規制及び輸送路の確保
九州運輸局 (長崎運輸支局)	(1) 陸上輸送機関その他関係機関との連絡調整 (2) 陸上における緊急輸送用車両の斡旋、確保 (3) 自動車運送事業者に対する運送命令等 (4) 運送等の安全確保に関する指導等
大阪航空局 (長崎空港事務所)	(1) 航空機による輸送の安全確保に必要な措置 (2) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底
国土地理院 九州地方測量部	(1) 地殻変動の監視に関すること。 (2) 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること (3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること
福岡管区气象台 (長崎地方气象台)	(1) 災害発生時における気象情報の発表及び伝達 (2) 災害発生時及びその後の防災機関の応急復旧活動時等における対象地域周辺の気象予報や防災上の留意事項等を記載した支援資料の提供 (3) 緊急モニタリング本部への支援

機 関 名	所掌事務又は業務の大綱
第七管区海上保安本部 (長崎海上保安部、三池海上保安部)	(1) 災害時における船舶の退避及び航行制限等の措置 (2) 救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援 (3) 海上における救急・救助活動の実施 (4) 緊急時における海上環境モニタリングの支援
九州地方環境事務所	(1) 災害廃棄物の処理に関すること。 (2) 環境開始体制の支援に関すること。 (3) ペットの救護等に係る支援に関すること。
九州防衛局	(1) 災害時における防衛省（本省）との連絡調整 (2) 災害時における自衛隊、米軍との連絡調整の支援

第4 自衛隊

■風水害、震災、特定災害（原子力災害を除く）

機 関 名	所掌事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (第16普通科連隊)	(1) 災害時における人命、財産の救援及び応急、復旧活動の支援

■原子力災害

機 関 名	所掌事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (第16普通科連隊)	(1) 災害時における陸上輸送支援及び空中輸送支援 (2) 緊急時陸上及び空中モニタリングの支援 (3) その他災害応急対策の支援
海上自衛隊 (佐世保地方総監部)	(1) 災害時における海上輸送支援 (2) 緊急時海上モニタリングの支援 (3) その他災害応急対策の支援
航空自衛隊 (西部航空方面隊)	(1) 災害時における航空輸送支援 (2) その他災害応急対策の支援

第5 指定公共機関

■風水害、震災、特定災害（原子力災害を除く）

機 関 名	所掌事務又は業務の大綱
日本銀行 (長崎支店)	(1) 災害時における金融機関の災害応急対策
日本赤十字社 (長崎県支部)	(1) 災害時における医療、助産及び死体の処理の実施 (2) 災害時における各種団体、個人が協力する活動の連絡調整 (3) 救援物資及び義援金等の募集業務
日本放送協会 (長崎放送局)	(1) 気象予報、警報等の放送による周知徹底及び防災知識の普及
西日本高速道路(株) (九州支社)	(1) 有料道路及び施設の保全防災対策

機 関 名	所掌事務又は業務の大綱
九州旅客鉄道(株) (長崎支社)	(1) 鉄道施設の防災及び災害救助物資の緊急輸送
西日本電信電話(株)	(1) 電気通信施設の整備と防災管理 (2) 災害時における緊急電話の取り扱い (3) 被災施設の調査と災害復旧
日本郵便(株) (島原郵便局、松尾簡易郵便局、南高湯江郵便局、東空閑簡易郵便局、有明郵便局、三会郵便局、島原湊町郵便局、杉谷郵便局、下折橋簡易郵便局、三之沢簡易郵便局、戸田簡易郵便局、島原安中郵便局、島原大手郵便局、島原江戸町郵便局)	(1) 災害時における郵便事業運営の確保 (2) 災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策
日本通運(株)長崎支店 福山通運(株) 佐川急便(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株)	(1) 災害時に貨物自動車による救助物資等の輸送の確保

機 関 名	所掌事務又は業務の大綱
九州電力(株) (島原配電事業所)	(1) 電力施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給確保 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧
西部ガス(株) (島原営業所)	(1) ガス供給施設の耐災整備 (2) 被災地に対する燃料供給の確保 (3) ガス供給施設の被害調査及び復旧

■原子力災害

機 関 名	所掌事務又は業務の大綱
日本銀行 (長崎支店)	(1) 通貨の円滑な供給確保 (2) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等
日本赤十字社 (長崎県支部)	(1) 災害時における医療救護等の実施
日本放送協会 (長崎放送局)	(1) 災害情報の伝達 (2) 原子力防災知識の普及
西日本高速道路(株)	(1) 高速自動車道路の維持、管理、修繕、改良及び災害復旧

機 関 名	所掌事務又は業務の大綱
(九 州 支 社)	
九 州 旅 客 鉄 道 (株) (長 崎 支 社)	(1) 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力
日 本 貨 物 鉄 道 (株) (九 州 支 社)	(1) 鉄道施設等の防災管理及び被災時の復旧 (2) 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力
西 日 本 電 信 電 話 (株) (長 崎 支 店)	(1) 災害時における通信の確保
日 本 郵 便 (株) (島原郵便局、松尾簡易郵便局、南高湯江郵便局、東空閑簡易郵便局、有明郵便局、三会郵便局、島原湊町郵便局、杉谷郵便局、下折橋簡易郵便局、三之沢簡易郵便局、戸田簡易郵便局、島原安中郵便局、高野簡易郵便局、島原大手郵便局、島原江戸町郵便局)	(1) 災害時における郵政業務の確保 (2) 災害時における郵政業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
日本通運(株)長崎支店 福 山 通 運 (株) 佐 川 急 便 (株) ヤ マ ト 運 輸 (株) 西 濃 運 輸 (株)	(1) 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
九 州 電 力 (株) 【原子力事業者】 (島 原 配 電 事 業 所)	(1) 原子力発電所の防災体制の整備 (2) 原子力発電所の災害予防 (3) 災害状況等の把握及び防災関係機関への情報提供 (4) 防災教育及び訓練の実施 (5) 原子力災害時における通報連絡体制の整備 (6) 環境放射線モニタリング設備及び機器類の整備 (7) 応急対策活動に要する資機材等の整備 (8) 原子力防災に関する知識の普及と啓発 (9) 緊急時における災害応急対策活動体制の整備 (10) 原子力発電所の施設内の応急対策 (11) 緊急時医療措置の実施のための協力 (12) 環境放射線モニタリングの実施 (13) 県、避難対象市、防災関係機関が実施する防災対策への協力 (14) 相談窓口の設置 (15) 災害復旧 (16) 事故発生時における市への通報連絡 (17) 災害状況等の把握及び防災関係機関への情報提供 (18) 緊急時医療措置の実施のための協力

第6 指定地方公共機関

■風水害、震災、特定災害（原子力災害を除く）

機 関 名	所掌事務又は業務の大綱
土 地 改 良 区 (三会原土地改良区)	(1) 土地改良施設の防災対策 (2) 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧 (3) 農地たん水の防排除活動
島 原 鉄 道 (株)	(1) 鉄道、軌道施設の設備 (2) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 (3) 災害時の応急輸送対策 (4) 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
長 崎 放 送 (株) (株) テ レ ビ 長 崎 (株) 長 崎 新 聞 社 長 崎 文 化 放 送 (株) (株) 長 崎 国 際 テ レ ビ (株) エ フ エ ム 長 崎 (株) F M し ま ば ら (株) ケ ー ブ ル テ レ ビ ジ ョ ン 島 原 (株) ひ ま わ り て れ び 島 原 新 聞 (株)	(1) 防災知識の普及と警報等の周知徹底 (2) 災害状況及び災害対策などの周知徹底
一 般 社 団 法 人 島 原 市 医 師 会	(1) 災害時における被災者の救助活動
一 般 社 団 法 人 島 原 南 高 歯 科 医 師 会	(1) 災害時における被災者の救助活動
一般社団法人島原医 師 会 看 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン Q	(1) 災害時における被災者の救助活動
一 般 社 団 法 人 長 崎 県 LP ガ ス 協 会 島 原 支 部 (ガ ス 供 給 機 関)	(1) ガス供給施設の対災整備 (2) 被災地に対する燃料供給の確保 (3) ガス供給施設の被害調査及び復旧
一 般 社 団 法 人 長 崎 県 バ ス 協 会	(1) 災害時における被災者及び一般利用者等の輸送の確保 (2) 災害時の応急輸送
一 般 社 団 法 人 長 崎 県 ト ラ ッ ク 協 会 島 原 支 部	(1) 災害時における救助物資等の輸送の確保 (2) 災害時の応急輸送
九 商 フ ェ リ ー (株)	(1) 災害時における海上輸送の確保
熊 本 フ ェ リ ー (株) 島 原 支 店	(1) 災害時における海上輸送の確保

■原子力災害

機 関 名	所掌事務又は業務の大綱
島 原 鉄 道 (株)	(1) 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力
長 崎 放 送 (株) (株) テ レ ビ 長 崎 (株) 長 崎 新 聞 社 長 崎 文 化 放 送 (株) (株) 長 崎 国 際 テ レ ビ (株) エ フ エ ム 長 崎 (株) F M し ま ば ら (株) ケ ー ブ ル テ レ ビ ジ ョ ン 島 原 (株) ひ ま わ り て れ び 島 原 新 聞 (株)	(1) 災害情報の伝達 (2) 原子力防災知識の普及
一 般 社 団 法 人 島 原 市 医 師 会	(1) 災害時における医療救護等の実施
一 般 社 団 法 人 島 原 南 高 歯 科 医 師 会	(1) 災害時における医療救護活動への協力
一 般 社 団 法 人 島 原 医 師 会 看 訪 問 看 護 ス テ ン シ ョ ン Q	(1) 災害時における看護、保健指導・支援
一 般 社 団 法 人 島 原 薬 剤 師 会	(1) 災害時における医療救護活動への協力
一 般 社 団 法 人 長 崎 県 バ ス 協 会	(1) 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
一 般 社 団 法 人 長 崎 県 ト ラ ッ ク 協 会 島 原 支 部	(1) 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
佐 世 保 旅 客 船 協 会	(1) 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
島 原 市 社 会 福 祉 協 議 会	(1) 県・市町が行う被災者状況調査への協力

第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

■風水害、震災、特定災害（原子力災害を除く）

機 関 名	所掌事務又は業務の大綱
病 院 等 経 営 者	(1) 災害時における被災者の医療救護活動
社 会 福 祉 施 設 経 営 者	(1) 災害時における入所者の保護に関すること
島 原 雲 仙 農 業 協 同 組 合	(1) 市が行う被害状況調査、応急対策、資機材及び融資の斡旋等の協力に関すること
島 原 漁 業 協 同 組 合	(1) 市が行う被害状況調査、応急対策、資機材及び融資の斡旋等の協力に関すること

機 関 名	所掌事務又は業務の大綱
島 原 商 工 会 議 所	(1) 市が行う被害状況調査、応急対策、資機材及び融資の斡旋等の協力に関すること

■原子力災害

機 関 名	所掌事務又は業務の大綱
病院等医療施設の管理者	(1) 災害時における施設入所者の安全確保
社会福祉施設の管理者	(1) 災害時における施設入所者の安全確保
私立学校等の設置者等	(1) 災害時における幼児、児童及び生徒の安全確保 (2) 災害時における文教対策の実施に関すること

第8 市民及び事業者等の責務等

災害による被害を最小化するためには、行政による防災対策のみならず、市民自らが防災対策を講じるとともに、周囲と互いに助け合いながら地域の安全を確保することが必要である。

個々の市民による防災対策と地域における防災対策それぞれの重要性を改めて認識するとともに、災害対策基本法及び「みんなで取り組む災害に強い長崎県づくり条例」に基づき、以下に示すように市民及び事業者等は、積極的に災害防止に努める。

1 市民

- ・ 平常時から防災に関する意識を高め、自ら防災対策を実施する。
- ・ 市、県及び防災関係機関が実施する防災対策に協力する。

2 町内会自治会・自主防災組織

- ・ 地域住民と協力して、地域における防災対策を実施する。
- ・ 市、県及び防災関係機関が実施する防災対策に協力する。

3 事業者

- ・ 平常時から防災に関する意識を高め、自ら防災対策を実施する。
- ・ 市、県及び防災関係機関が実施する防災対策に協力する。
- ・ 避難場所の提供等により、地域住民及び自主防災組織が実施する防災対策に協力する。

■本市の主な河川（二級河川）

水系名	河川名	流域面積 (km ²)	延長 (m)
中尾川	中尾川	9.72	3,757
水無川	水無川	15.92	3,162
白水川	白水川	2.80	2,133
西 川	西 川	5.60	3,610
鮎 川	鮎 川	1.40	1,362
新湊川	新湊川	1.50	1,960
大手川	大手川	2.10	1,432
北 川	北 川	2.30	2,980
湯江川	湯江川	13.47	4,917
湯江川	前川内川	1.30	1,320
栗谷川	栗谷川	5.00	4,477

(資料：「島原半島要覧」長崎県)

3 気 象

島原地域気象観測所における2020年の気象観測結果では、年間降水量は2,934mm、年平均気温は17.5℃である。月ごとの降水量の変化では、梅雨時期の7月が一番多い。

■本市の気象（2020年）

月	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (hr)	降水量 (mm)
1月	9.4	18.9	-0.5	2.2	99.4	94.0
2月	9.0	19.8	-0.6	1.9	152.0	150.5
3月	11.9	21.6	1.1	2.3	152.7	180.0
4月	13.9	23.3	6.0	2.3	224.1	97.0
5月	20.5	29.4	11.3	1.8	205.1	205.5
6月	24.5	32.8	17.4	1.9	137.5	590.5
7月	25.5	33.9	19.2	1.8	102.6	1011.5
8月	28.7	37.0	22.3	1.7	254.5	94.0
9月	24.3	34.0	16.1	2.7	143.3	320.0
10月	19.3	27.8	8.7	2.9	226.5	79.0
11月	15.0	25.6	5.0	2.0	158.6	88.0
12月	8.1	17.9	-1.4	2.3	181.7	24.0
※年間	17.5	37.0	-1.4	2.2	2038.0	2934.0

(資料：気象庁 長崎地方気象台 島原地域気象観測所（アメダス）)

※年間の数値は上段項目に合わせて年間最高（最低）・平均値で標記し、日照時間と水量は年合計の数値を標記

4 地 形

市域の南西に島原半島の最高峰平成新山が位置し、ここを頂点に北東方向に緩やかな傾斜状の扇状地地形をなして東の有明海に至り、中心市街地を形成する低地は、市域の南東に位置し、沿岸に沿って南北に広がっている。

市域の中央部にある眉山の南東斜面には、島原大変の大規模崩落跡が今なお残っており、崩落下の海域には崩落物で誕生した九十九島と呼ばれるほど無数の島々があり、風光明媚な景観を形成している。

5 地 質

市域の大部分は、雲仙火山及び眉山を起源とするデイサイトもしくは、安山岩の溶岩流及び同質の碎屑物からなる土石流、火砕流及び岩屑なだれ堆積物が分布する。

また、河川流域や標高の低い場所には、砂、泥、レキ層が分布する。

長崎県が平成17年度に実施した「長崎県地震等防災アセスメント調査報告書」では、本市に直接関係する活断層として「雲仙地溝北縁断層帯」、「雲仙地溝南縁東部断層帯・西部断層帯」や「島原沖断層群」が位置付けられ、周辺にも「橘湾西部断層帯」が存在する。

第2 社会的条件

1 人 口

令和3年3月31日現在の人口、世帯数は、43,924人、19,786世帯であり、人口は昭和55年以降一貫して減少しているのに対し、世帯数は核家族化の進行及び一人暮らし老人の増加にともない令和2年までは増加傾向を示していたが令和3年においては75世帯の減少となった。

65歳以上の老年人口は、全体の35.5%を占め、高齢社会であることを示しており、今後も高齢化が進行すると予想される。

■本市の人口

令和3年3月31日現在

人 口	43,924人（男 20,478人、女 23,446人） 年少人口割合 13.3%（5,840人） 生産年齢人口割合 51.2%（22,476人） 老年人口割合 35.5%（15,608人）
世 帯 数	19,786 世帯
高齢化率	35.5%

（資料：「住民基本台帳」島原市）

2 土地利用の状況、変遷

本市の民有地面積は、平成 30 年で田・畑の農用地が 20.61km²、（55.2%）、宅地が 9.38km²、（25.1%）、山林が 5.20km²、（13.9%）、原野が 0.48km²、（1.3%）であり、肥沃で良好な農作地帯が形成されていることを反映した土地利用となっている。

昭和 60 年からの土地利用の変遷を見ると、昭和 60 年代から平成 30 年までの約 35 年間で宅地面積が 1.3 倍増加したのに対し、田、畑、山林及び原野が減少していることから、従来、水田、畑地、山林として利用されていた土地が、徐々に宅地や都市基盤施設に変化したことが特徴として示されている。

■土地利用変遷の状況

土地利用区分	昭和 60 年	平成 10 年	平成 30 年
田	5.34km ² (12.7%)	4.63km ² (12.2%)	4.22km ² (11.3%)
畑	19.33km ² (46.1%)	16.60km ² (43.6%)	16.39km ² (43.9%)
宅 地	7.20km ² (17.2%)	8.29km ² (21.8%)	9.38km ² (25.1%)
山 林	8.48km ² (20.2%)	5.57km ² (14.6%)	5.20km ² (13.9%)
原 野	1.08km ² (2.6%)	0.38km ² (1.0%)	0.48km ² (1.3%)
その他	0.54km ² (1.3%)	2.57km ² (6.8%)	1.67km ² (4.5%)
合 計	41.97km ² (100.0%)	38.04km ² (100.0%)	37.34km ² (100.0%)

（資料：「長崎県統計年鑑」長崎県）

第4節 災害危険性

項 目	頁	担 当
第1 災害履歴	19	市民安全課
第2 災害危険性	22	市民安全課
第3 想定する災害	52	市民安全課

本市における風水害、地震及び火山災害等の災害危険性について、「長崎県地震等防災アセスメント調査報告書」（平成18年3月、長崎県）、「海溝型地震津波想定に関する報告」（平成24年3月、長崎県地域防災計画見直し検討委員会）、「長崎県地域防災計画」（平成24年6月及び平成26年6月修正版）等に基づき、以下の概要のとおり検討を行った。

第1 災害履歴

1 風水害

本市における昭和時代以降の風水害としては、昭和32年7月の諫早豪雨災害が最も被災規模の大きかった風水害である。この災害では、市内で死者12名、行方不明者1名等の人的被害をはじめ、住宅の全半壊、床上・床下浸水が5,700棟など大きな被害となった。

最近では、平成5年8月の島原半島と県北部の大雨により、比較的規模が大きな災害が発生している。

■本市の風水害

年月	風水害の状況
昭和32年7月 【諫早豪雨】	7月24日夜から25日朝にかけて、華中から東進した998hPaの低気圧が黄海に進む頃から、前線は北上を始め、次第に活発となり、25日9時に済州島付近から九州西部にかけて各所で雷を伴った強い雨が降っていた。その後、この梅雨前線は、26日まで引き続き長崎県中部で南北に震動を続け、この間、雷を伴った記録的な豪雨をもたらし、島原では25日10時から24時間で765.2mmの降水量を記録した。 島原市では、死者12名、行方不明者1名、負傷者1名、住家全壊14棟、住家半壊17棟、住家流失30棟、床上浸水2,500棟、床下浸水3,254棟、道路損壊115件、橋梁流失31件、堤防決壊41件、山がけ崩れ20件の被害が発生した。
昭和36年5月	5月3日に前線の通過による集中豪雨により、1時間降水量で117mm、24時間降水量で445mmを記録し、大手川が氾濫したことにより、市街地を中心に被害が発生した（被害額約10億円）。

昭和 47 年 7 月 【昭和 47 年 7 月豪雨】	低気圧に向かって、太平洋高気圧の周辺をまわり東シナ海方面から非常に湿った気流（湿舌）が吹き込み、この気流に覆われた西日本では7月3日から6日にかけて局地的に大雨となり、各地で大きな被害が発生した。 また、7月9日9時、前線は北陸から朝鮮海峡まで南下し10日3時には九州北岸に達し、その後12日夜まで停滞した。この間、九州南西海上から西日本方面に湿舌が流れ込み、11日夜からは台風第7号、第8号の影響も加わって、梅雨前線の活動を一層活発にした。 島原半島での被害は前半が多かったと考えられるが、県内被害は、前半で死者3名、重軽傷者6名、全壊家屋2棟、床上浸水89棟、床下浸水988棟、橋梁流失15件、堤防決壊14件、道路損壊12件。後半で死者2名、重軽傷者10名、全壊家屋12棟、床上浸水366棟、床下浸水1,284棟、橋梁流失1件、堤防決壊3件、道路損壊102件の被害が発生した。
平成 5 年 8 月 【島原半島 と県北部の 大雨】	8月16日から20日にかけて、停滞前線は対馬海峡から九州付近に停滞し、この間の17日の早朝と19日の夕方前に低気圧が対馬付近を通過した。このため、17日は長崎地方北部で、19日は県内ほぼ全域で日降水量が100mmを超えた。 普賢岳の麓の水無川で土石流が発生し、また、20日早朝、島原市の眉山と水無川、中尾川流域で相次いで土石流が発生した。眉山の土石流は萩が丘一丁目の市営住宅などを襲い、さらに繁華街に通じる市道に直径50cm大の石や流木が散乱した。住家・非住家合わせた被害数は、萩が丘地区を中心に約200棟に上り、床下浸水が多かった。

（資料：長崎地方気象台 HP「長崎の災害一覧」）

2 地震災害

長崎県は、国内でも地震による被害を受けた経験が少ない地域であったが、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震（マグニチュード 6.8）、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震（マグニチュード 7.0）、平成 28 年 4 月の熊本地震（マグニチュード 7.3）、平成 28 年 10 月鳥取中部地震（マグニチュード 6.6）など相次いで地震が発生し、福岡県西方沖地震では県内において人的、物的被害が生じた。

また、熊本地震により島原半島においても震度 5 強から震度 4 の揺れを観測したことから、全国どこにおいても地震は発生するという認識により地震等防災対策を見直すことが急務となった。

活断層に関しては、平成 14～16 年度に実施された「雲仙活断層群調査」により陸域及び海底に多くの活断層が分布していることが確認されており、陸域及び海底において確認された雲仙活断層群を、雲仙地溝北縁断層帯、雲仙地溝南縁東部断層帯、雲仙地溝南縁西部断層帯の 3 断層帯に区分し、海底においては橘湾西部断層帯、島原沖断層群として区分している。

長崎県内における主な被害地震の発生地域は、橘湾から島原半島付近、諫早市付近、長崎市周辺、壱岐・対馬周辺であり、1700 年 4 月の壱岐付近のマグニチュード 7 の地震では、壱岐で家屋倒壊が多かった。1791 年 12 月の島原半島付近の地震では、小浜で家屋倒壊により 2 人が死亡している。1792 年 5 月の島原半島付近のマグニチュード 6.4 の地震では、この地震が引き金となって古い溶岩ドームの眉山の一部が大崩壊し、有明海にまで達し大津波を発生させ、有明海沿岸に甚大な被害を及ぼした。1922 年 12 月の島原半島付近のマグニチュード 6.9、6.5 の地震では、島原半島南部や西部を中心に合わせて死者 26 人など大きな被害が生じた。最近では、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震で、壱岐市で負傷者 2 人、住宅全壊（全焼）1 棟ほかの被害が発生した。

島原市では、前述の 1792 年 5 月、1922 年 12 月の各地震で人的被害を伴う被害が発生した。

■長崎県における過去10年間の震度別地震回数

長崎県	震度1	震度2	震度3	震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7	合計
平成23年	18	5	1	0	0	0	0	0	0	24
平成24年	11	5	1	0	0	0	0	0	0	17
平成25年	11	1	0	0	0	0	0	0	0	12
平成26年	7	3	1	0	0	0	0	0	0	11
平成27年	14	6	1	0	0	0	0	0	0	21
平成28年	253	83	21	5	1	1	0	0	0	364
平成29年	26	9	4	1	0	0	0	0	0	40
平成30年	24	6	0	0	0	0	0	0	0	30
令和元年	14	5	4	0	0	0	0	0	0	23
令和2年	18	3	0	0	0	0	0	0	0	21
合 計	396	126	33	6	1	1	0	0	0	563

※ 資料編 1-1 長崎県における主な被害地震

■過去の災害

年月日	地震災害の状況
寛政4年4月	強い地震群が発生し、島原・小浜・森山で大きな被害が出た。安徳・六ツ木・鉄砲町等に地割れ、眉山が200m崩壊する。
寛政4年5月21日	2回の強い地震で眉山が大崩壊し、大量の土砂が有明海に落ち込み、最大波高10mの津波が島原半島17ヵ村及び肥後、天草を襲い、約1万5千人が死亡し、有史以後、日本最大の火山災害となった。「島原大変肥後迷惑」
寛政4年6月～8月	強い地震で眉山の崩壊は継続し、中木場・安徳で地割れ、又各地で湧水、泥土が発生し、白土湖ができた。普賢神社前が噴火し、火山礫、火山岩塊を噴出、北千本木まで灰が降った。
大正11年12月	2回の地震が発生(M6.9、M6.5)し、1回目は北有馬を中心として23人、2回目は小浜村で4人、計27人の死者を出した。「島原地震」
昭和43年 ～昭和49年	約7年間にも及ぶ異常な群発地震が発生した。最大規模はマグニチュード4程度で、局地的であり、人的物的被害はなかった。

3 火山災害

本市は、活動火山である雲仙岳の火山活動により各種災害が発生し、過去多くの被害が発生している。大きな被害が発生した火山災害は、1792年5月に発生した「島原大変肥後迷惑」と言われる眉山崩壊に伴う津波災害、平成3年6月に発生した大規模火砕流による人的被害、建物被害である。特に、近年では平成2年11月の噴火以降、土石流、火砕流が頻発し、市災害警戒本部、市災害対策本部の設置は平成8年7月まで長期に渡った。

■過去の災害

年月日	火山活動等の状況
寛文3年 ～寛文4年春	九十九島池で噴火、溶岩が流出(古焼溶岩)した。翌年、九十九島池から熱鉱水が出水し、水無川に沿って安徳川原へ氾濫した(家屋流出、死者30人余)。
平成2年～平成8年	1990年11月17日に九十九島火口、地獄跡火口から噴火、1991年2月12日に屏風岩火口から噴火、1991年3月29日に九十九島、地獄跡、屏風岩の三火口から同時に噴火し、以降噴火の間隔が短くなる。 1991年5月20日地獄跡火口に溶岩塊(溶岩ドーム)出現、その後頻繁に火砕流が発生。6月3日に大規模火砕流が発生し、死者及び行方不明者43名、負傷者9名、建物損壊179戸の被害を出した。それ以降は、火砕流や土石流が頻繁に発生したが、1995年春には噴火活動がほぼ停止し、1996年5月20日に溶岩ドームが平成新山と命名された。

(資料：島原市資料)

※ 資料編 1-2 雲仙岳火山活動(平成2年11月～平成8年7月)

4 高潮災害

本市における高潮災害としては、最近において平成24年9月に台風16号の通過に伴い発生し、人的被害は無かったものの、床上浸水69棟、床下浸水188棟をはじめ水産施設、農業施設、商工業関連施設等で被害が発生した。

■本市の高潮災害

年月日	高潮災害の状況
平成13年8月21日	台風11号の接近に伴い沿岸付近が高潮で最大40cm冠水。元船津、津町、有馬船津、湊新地及び霊南二丁目の住宅36棟に床下浸水の被害が発生。
平成13年9月18日	高潮により最大43cm冠水。32棟が床下浸水被害。浸水箇所は鉄道より沿岸側で3箇所、国道と鉄道間で7箇所。浸水被害区域は約5,300m ² 。
平成24年9月16～17日	台風16号の接近に伴い霊南二丁目、有馬船津町、津町、高島二丁目等の沿岸部が高潮により最大115cm冠水。床上浸水は、津町28棟、浦田二丁目12棟、有馬船津町10棟、元船津町9棟等で69棟、床下浸水は、津町51棟、霊南二丁目32棟、有馬船津町29棟、白土桃山二丁目20棟、高島二丁目19棟等で188棟が浸水し、水産施設、農業施設、商工業関連施設を中心に被害が発生。

5 火災

令和2年における本市の火災は、6件の建物火災が発生している。

※ 資料編 1-3 島原市の火災発生状況

第2 災害危険性

1 風水害・土砂災害

本市において風水害を受ける可能性がある箇所は、本市及び長崎県資料等によれば、次のとおりである。

■島原市が風水害により被害を受ける可能性のある箇所

災害形態	危険区域・箇所	箇所数・面積
水 害	災害危険河川区域【県知事管理区間】	11箇所
	災害危険海岸区域【県知事管理区間】	12箇所
	災害危険海岸区域【市管理区間】	3箇所
土 砂 災 害	砂防指定地	14箇所
	土石流危険溪流	18箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所【県知事・市】	27箇所
山 地 災 害	山腹崩壊危険地区【県知事・市】	5箇所
	崩壊土砂流出危険地区【県知事】	10箇所
	溪岸侵食危険地区【県知事】	2箇所
	山腹崩壊危険地区【国有林】	1箇所
	崩壊土砂流出危険地区【国有林】	16箇所
決 壊	ため池（防災上重要なため池）	10箇所

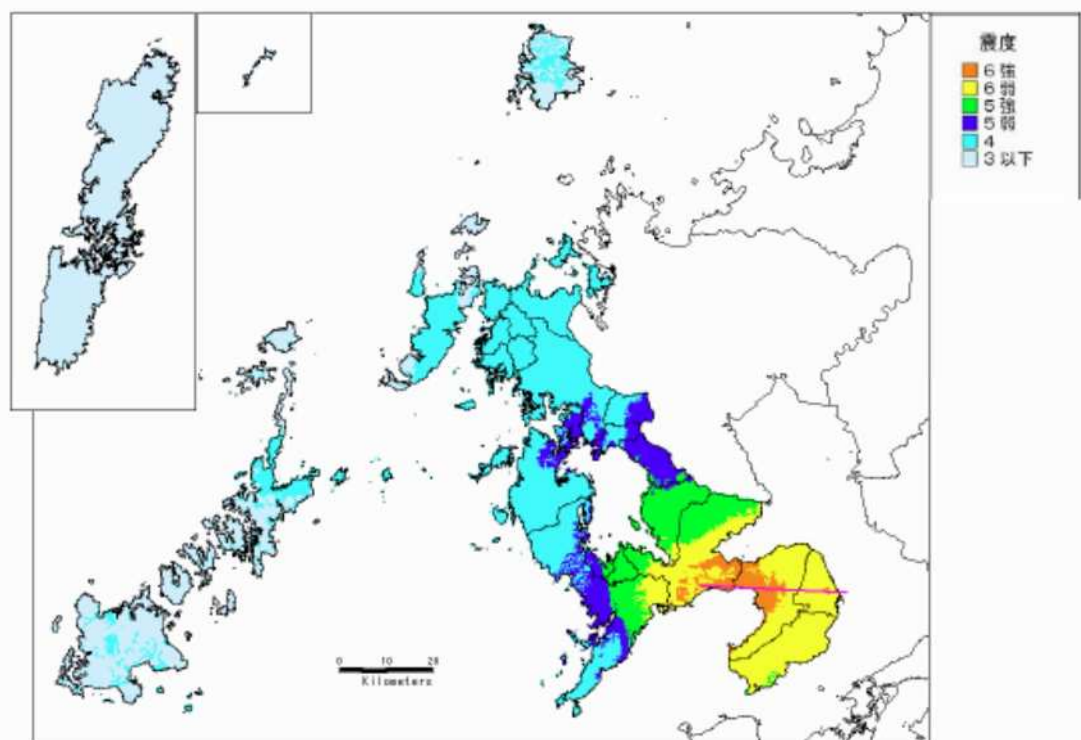
（資料：島原市、長崎県資料）

■本市の地震被害想定結果

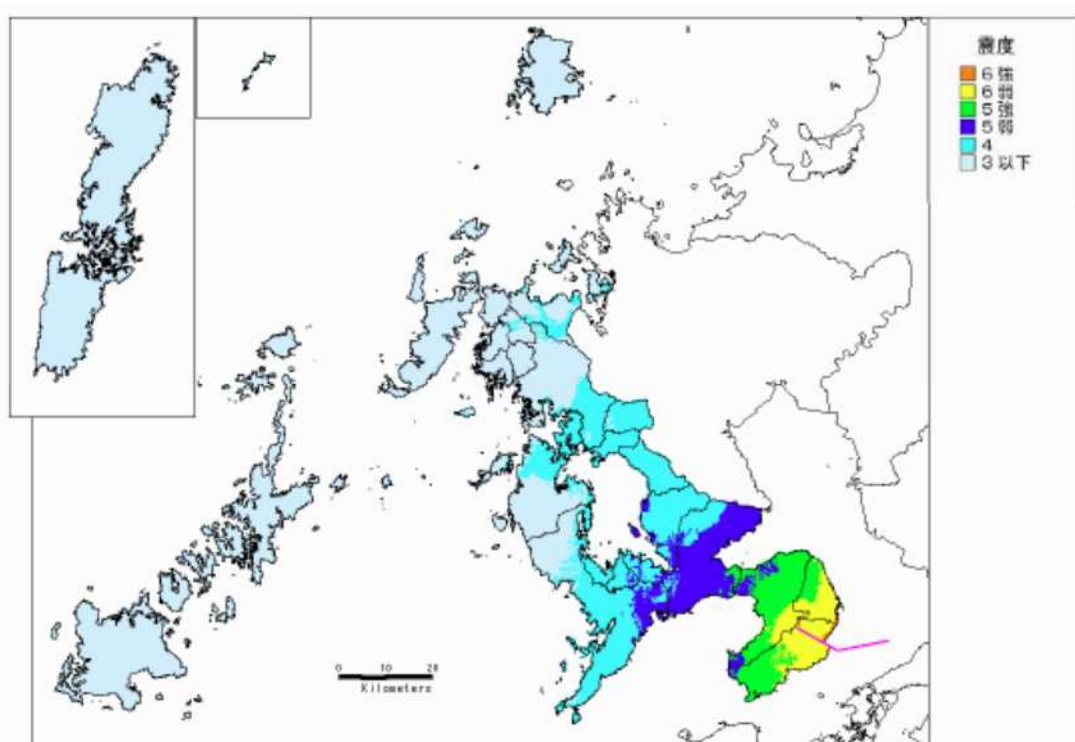
区 分	雲仙地溝 北縁	南縁連動	島原沖	橘湾西部	大村-諫 早 北西付近	市町直下 地震
地震規模(M)	7.3	7.7	6.8	6.9	7.1	6.9
最大震度	6強	6強	6弱	5弱	5強	6強
木造大破棟数(揺れ)	3,120	1,428	1,136	0	0	2,269
非木造大破棟数(揺れ)	239	112	95	0	0	183
斜面被害棟数	30	29	5	0	0	—
火災焼失棟数(冬18時)	1,594	1,617	367	0	0	—
死者数(揺れ)	96	41	25	0	0	61
負傷者数(揺れ)	737	732	871	0	55	735
重傷者数(揺れ)	73	82	94	0	1	70
上水道施設被害箇所数	231	157	141	2	16	—
被害電柱数	50	50	25	0	0	—
被害電話柱数	38	38	21	0	0	—

(資料：「長崎県地震等防災アセスメント調査報告書」長崎県)

■雲仙地溝北縁断層帯震度予測図

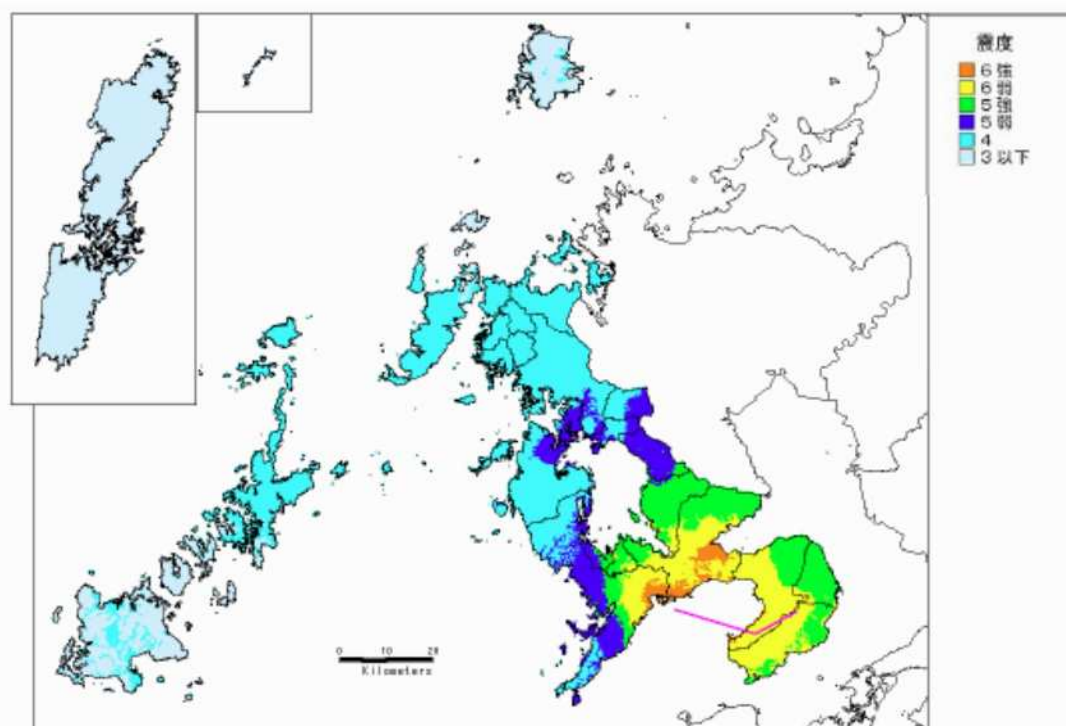


■雲仙地溝南縁東部断層帯の震度予測図



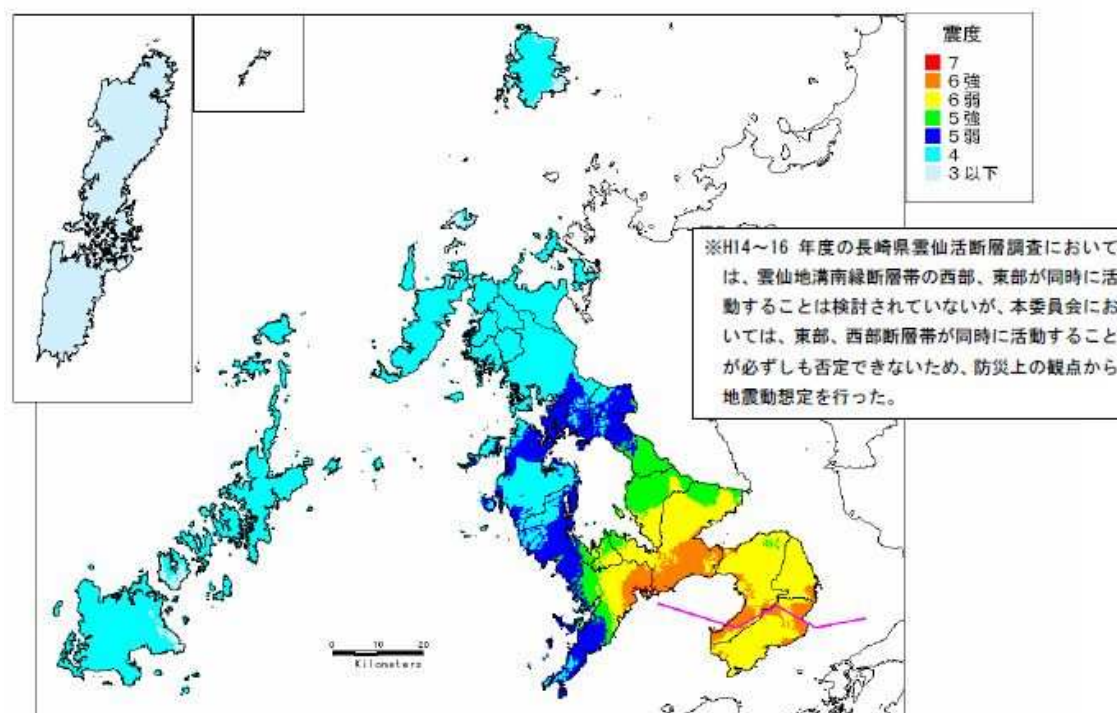
地表における推計震度分布（震源：雲仙地溝南縁東部断層帯）

■雲仙地溝南縁西部断層帯の震度予測図



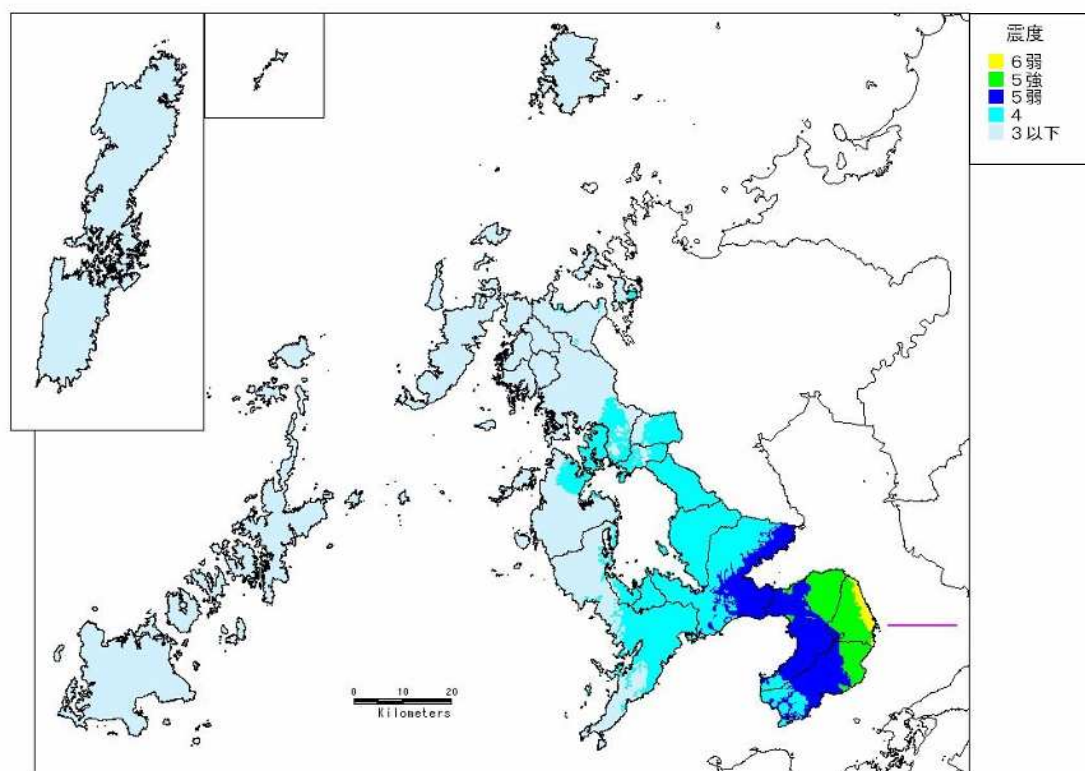
地表における推計震度分布（震源：雲仙地溝南縁西部断層帯）

■雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動型震度予測図



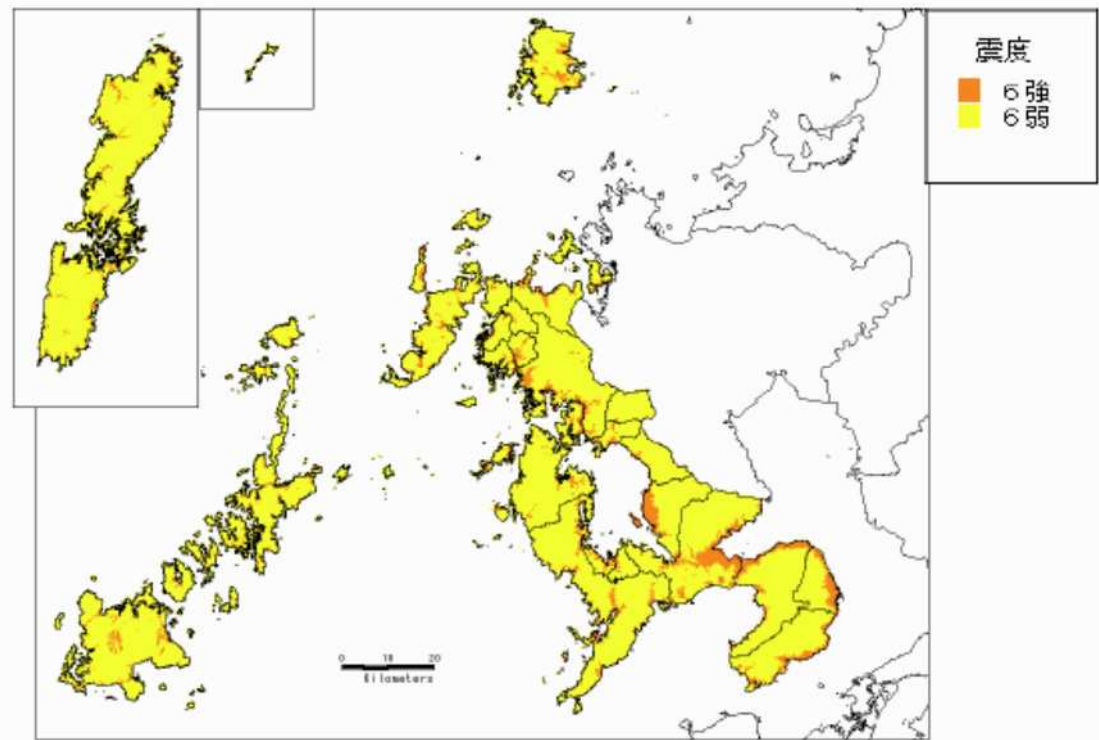
地表における推計震度分布（震源：雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動）

■島原沖断層群震度予測図



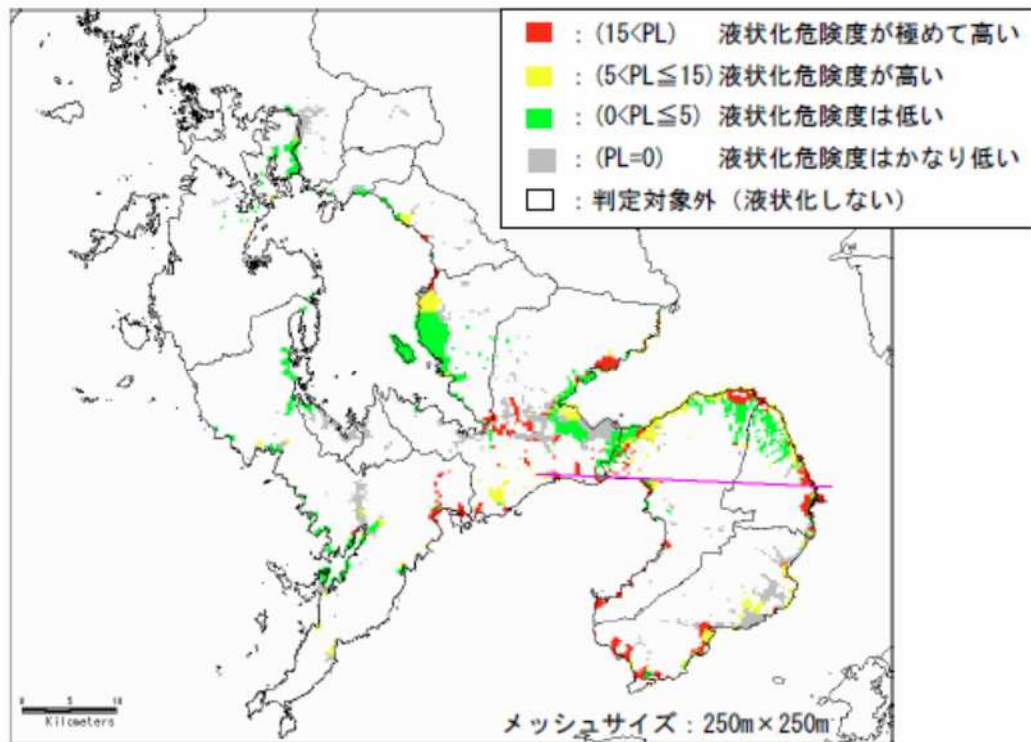
地表における推計震度分布（震源：島原沖断層群）

■県内全域の直下型震度予測図



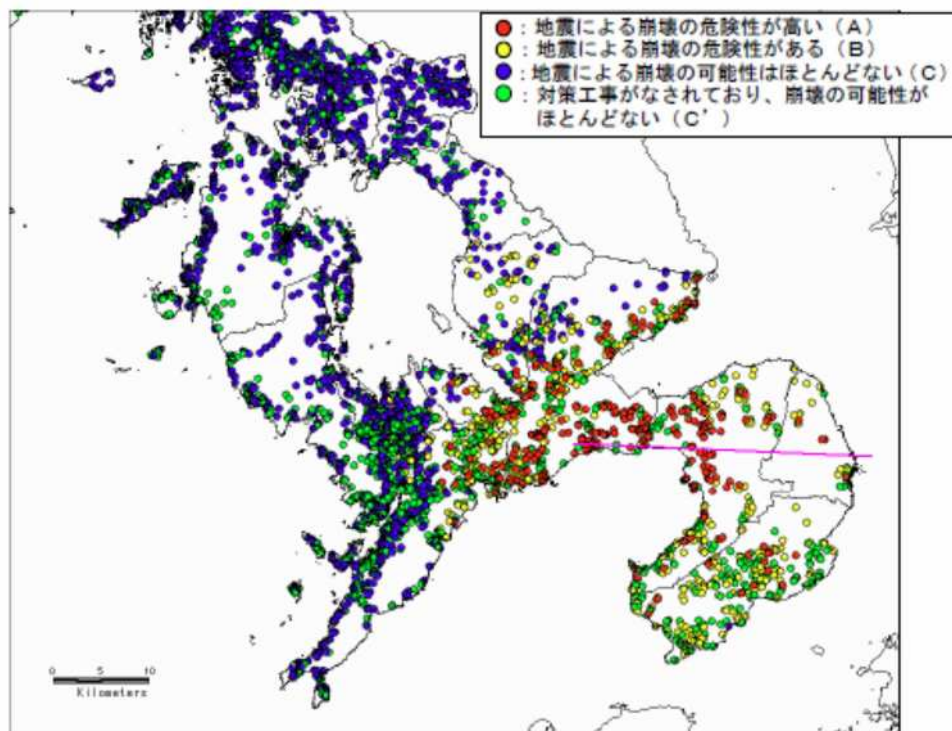
県内全域で M6.9（震源断層上端の深さ 3km）の地震を想定した場合の震度分布

■液状化の危険度分布図



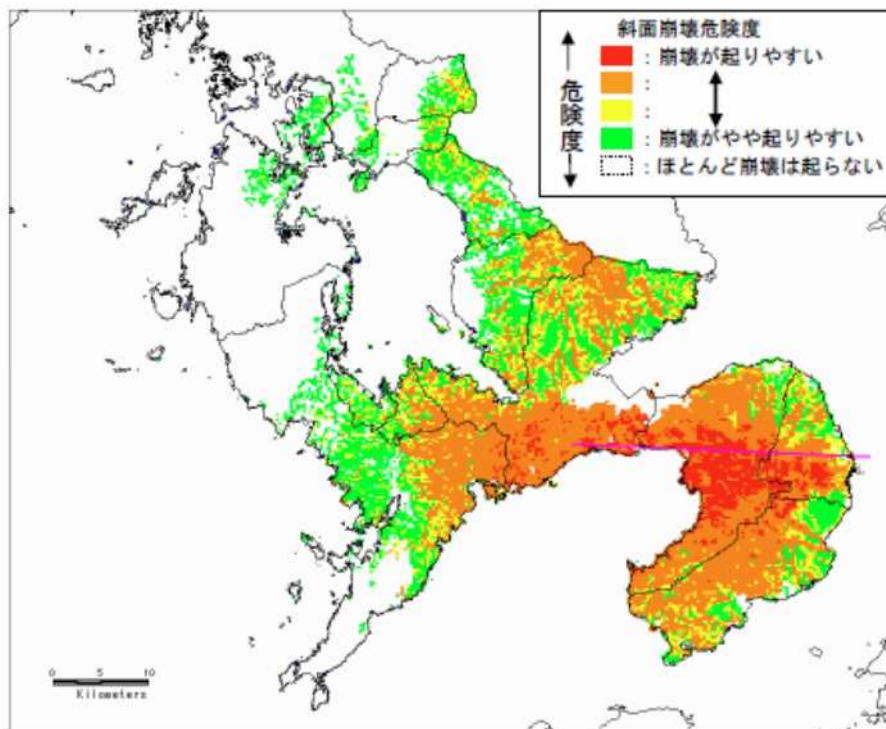
液状化危険度の分布（雲仙地溝北縁断層帯）

■急傾斜地崩壊危険度ランク分布図



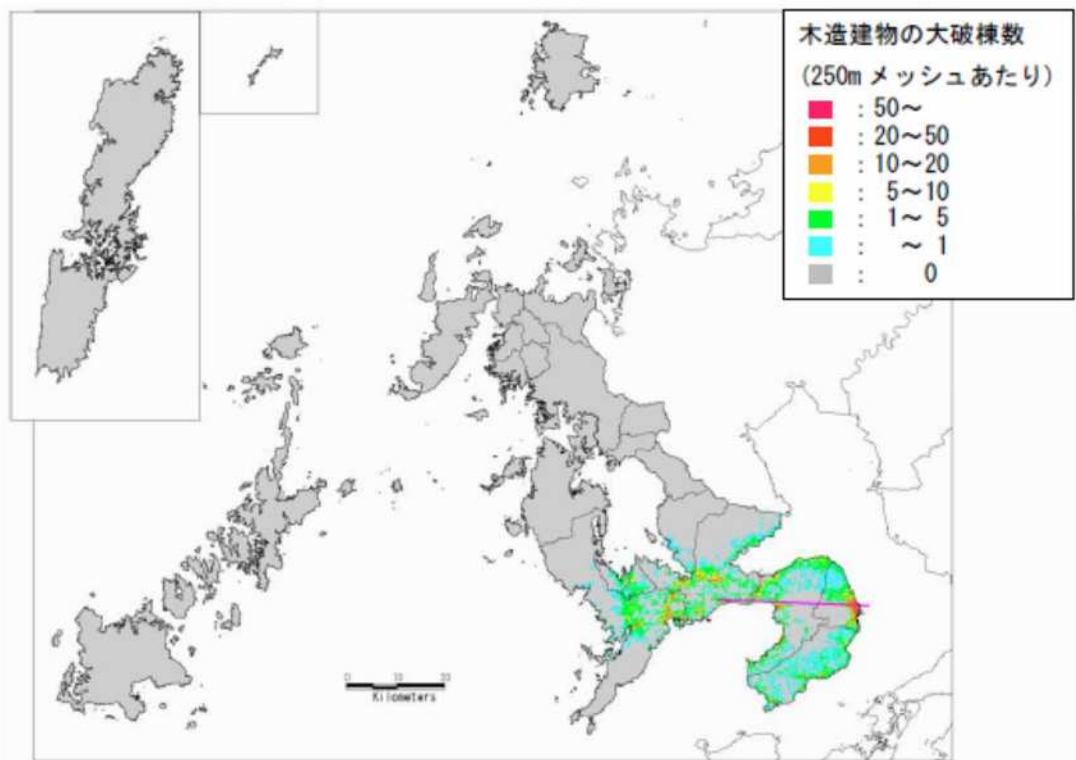
急傾斜地崩壊危険箇所の地震時危険度ランクの分布（雲仙地溝北縁断層帯）

■斜面崩壊危険度評価図



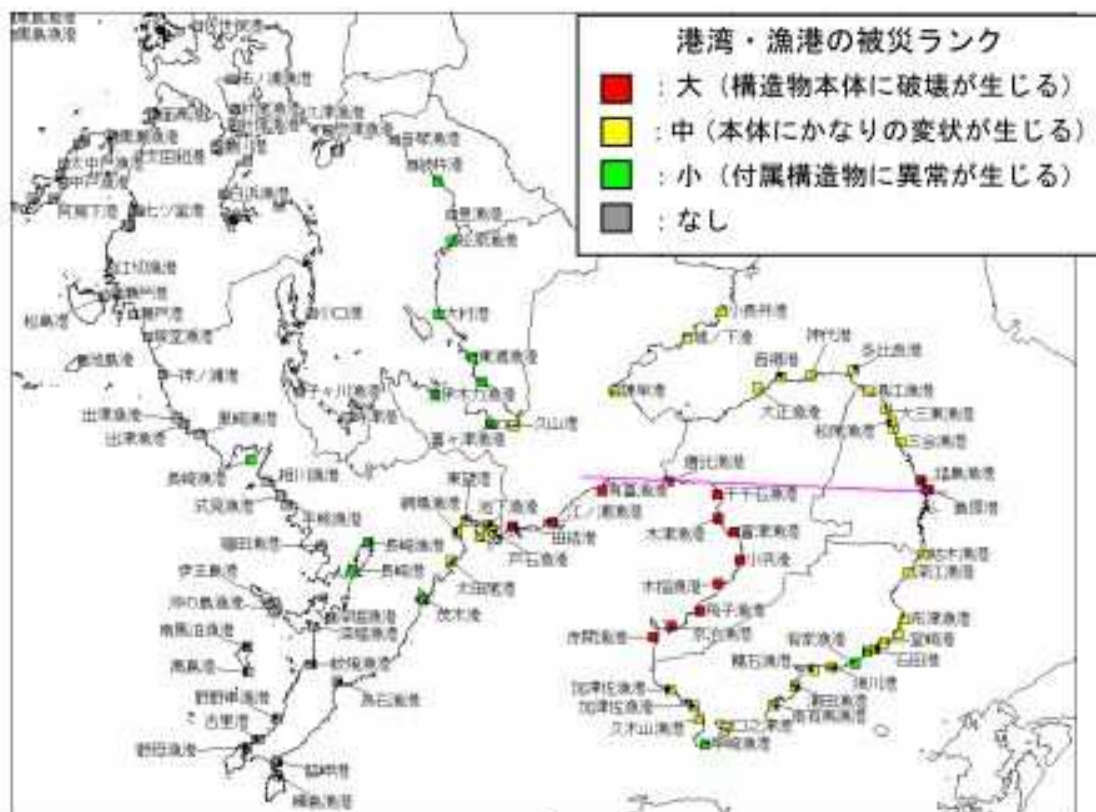
地震時の一般斜面の斜面崩壊危険度評価（雲仙地溝北縁断層帯）

■木造建物大破棟数分布図



揺れによる木造建物大破棟数分布（雲仙地溝北縁断層帯）

■港湾・漁港の被災予想図



港湾・漁港の被害予測結果（雲仙地溝北縁断層帯）

3 津波災害

ここでの津波災害は、東海地震、東南海地震、南海地震及び日向灘地震の4連動モデルと南海トラフの海溝型地震ケース5及びケース11及び平成17年度防災アセスメントでの地震を想定する。

(1) 海溝型4連動地震(4連動モデル：東海、東南海、南海、日向灘)

■4連動モデル断層配置図

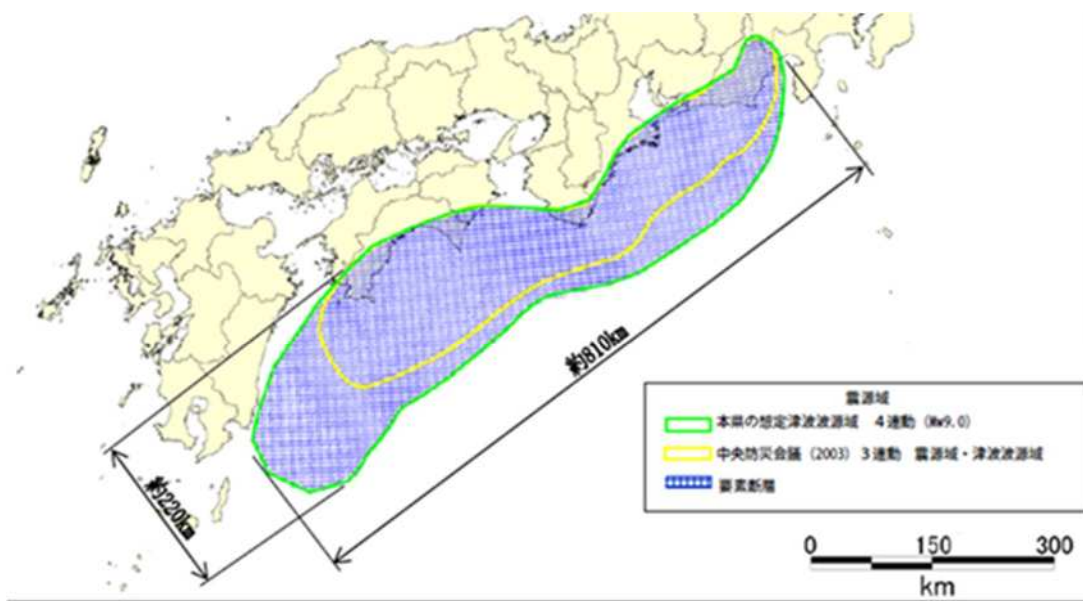


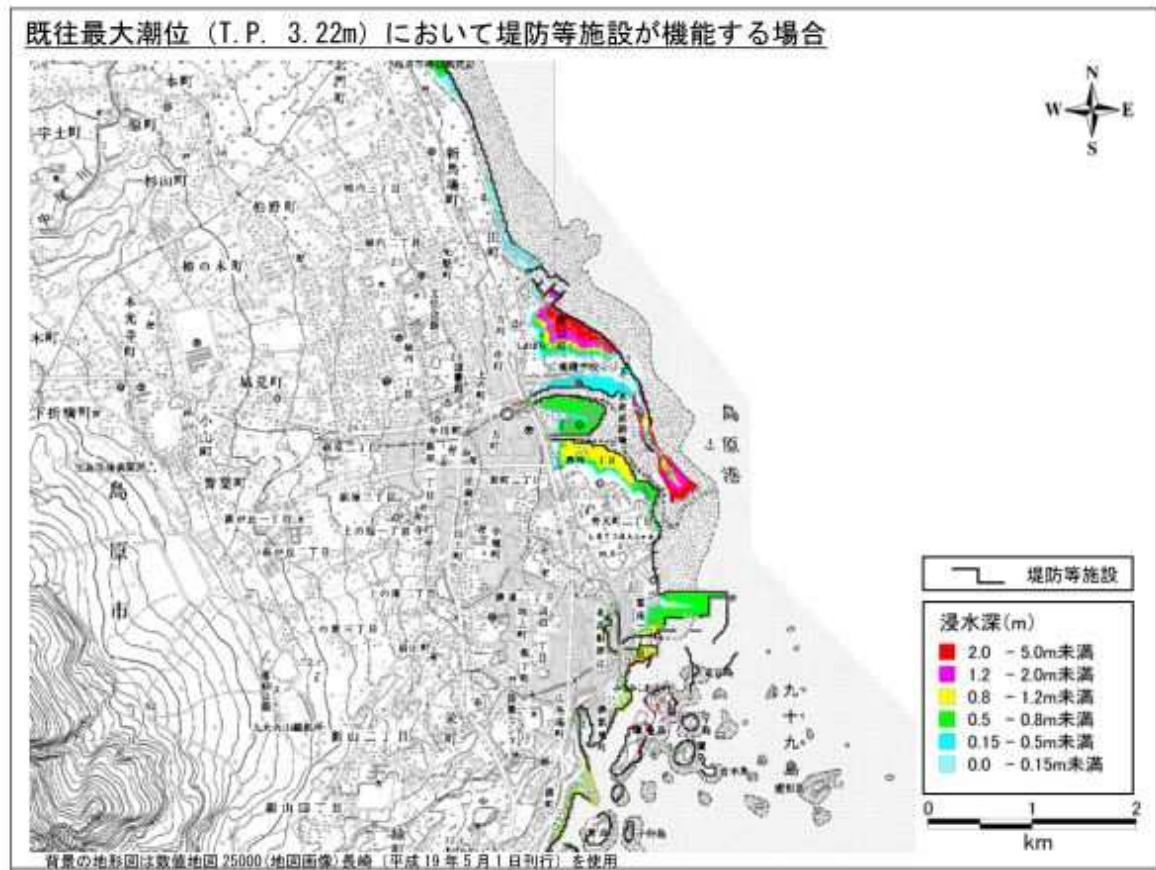
図-14 4連動モデル（東海・東南海・南海・日向灘）(Mw9.0) 断層配置図

図-14 4連動モデル（東海・東南海・南海・日向灘）(Mw9.0)

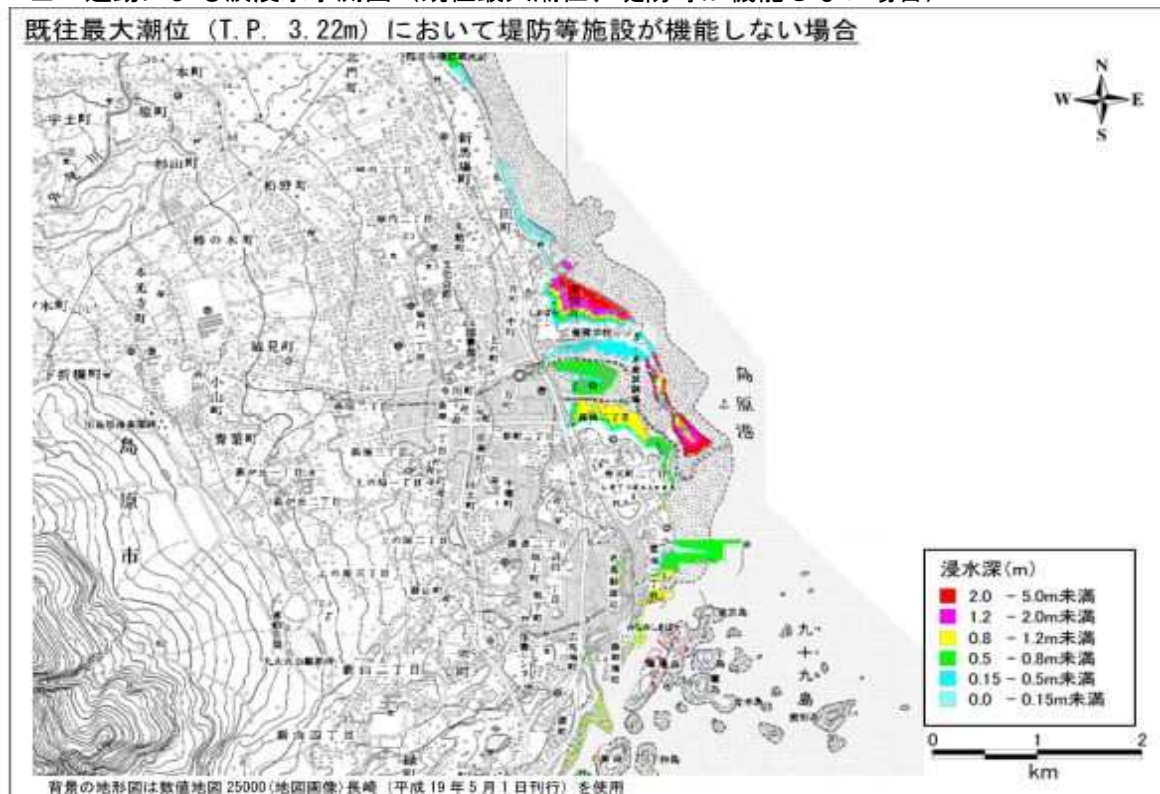
■最大津波高及び到達時間

区 分		到達時間 (分)	最大水位 (T. P. m)	最大津波高 (m)
既往最大潮位 3.22mの場合	堤防が機能する場合	218	3.38	0.2
	堤防が機能しない場合	217	3.38	0.2
朔望平均満潮位 2.50の場合	堤防が機能する場合	217	2.66	0.2
	堤防が機能しない場合	219	2.66	0.2

■ 4 連動による津波浸水予測図（既往最大潮位、堤防等が機能する場合）



■ 4 連動による波浸水予測図（既往最大潮位、堤防等が機能しない場合）

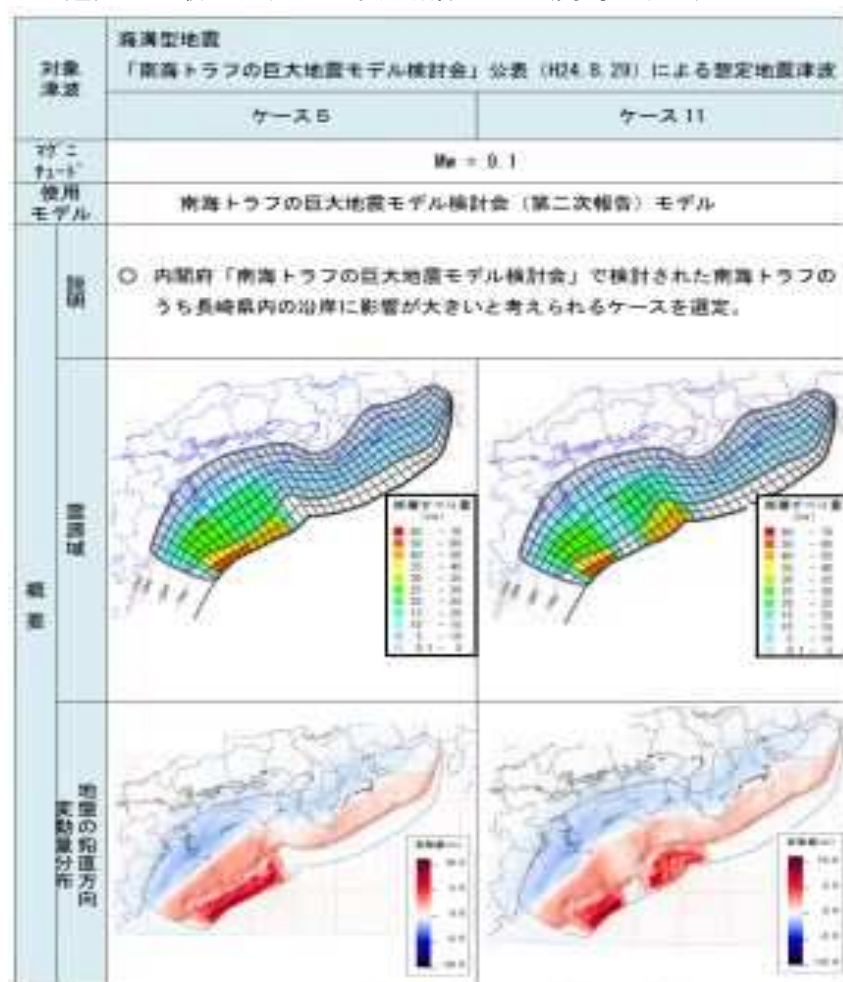


■ 4 連動による被害予想

区 分		木 造				非木造建築物		浸水建 物合計 (棟)
		床下浸 水 0.5m 以下	床上 浸水 (軽 微) 1m 以上	床上 浸水 (半壊) 2.0m 未満	床上 浸水 (全壊) 2.0m 以上	床下浸 水 0.5m 以下	床上 浸水 (軽 微) 0.5m以 上	
既往最大 潮位時	堤防等が 機能する 場合	340	300	190	80	140	200	1250
	堤防等が 機能しない 場合	360	290	200	70	140	200	1260
朔望平均 満潮時	堤防等が 機能する 場合	80	40	30	20	40	40	250
	堤防等が 機能しない 場合	230	90	90	20	90	70	590

(2) 南海トラフ（ケース5、ケース11）

■選定した最大クラスの津波断層モデル(南海トラフ)

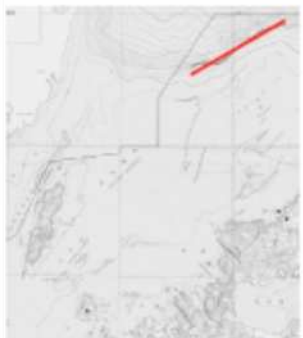
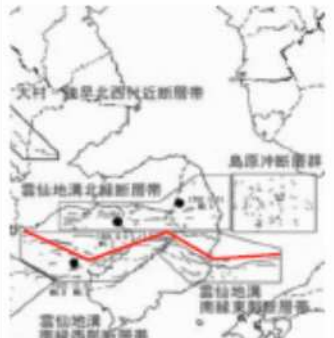
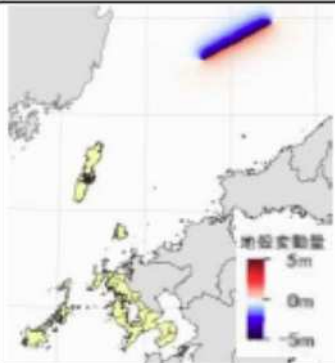
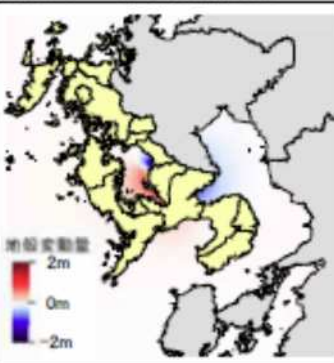
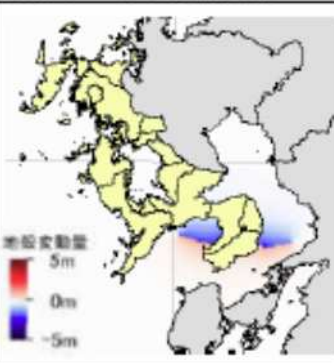


■最大津波水位及び到達時間

区 分	最大津波水位（津波高）	到達時間
ケース 5	—	—
ケース 1 1	3 m (0.2m)	2 1 7 分

(3) 活断層型地震

■津波法に基づく津波浸水想定図（活断層型）

対象 津波		活断層型地震 「長崎県独自モデル」による想定地震津波		
		対馬海峡東の断層	大村-諫早北西付近断層帯	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動
マグニチュード		Mw=7.4	Mw=6.7	Mw=7.1
使用モデル		佐賀県(H22)モデル	長崎県モデル	
概要	説明	○ 「佐賀県地震・津波等減災対策調査、佐賀県(H22)」の調査検討結果を踏まえ、長崎県が設定したモデル。	○ 平成18年長崎地震発生想定委員会によって設定された、独自モデル。	○ 地震調査研究推進本部の長期評価が実施された断層モデルのうち、長崎県内の沿岸に影響が大きいと考えられるケース。
	震源域	 「新編日本の活断層、活断層研究会(1991)」より抜粋、加筆	 「長崎県地震等防災リスク調査報告書、長崎県(H18.3)」より抜粋、加筆	 「長崎県地震等防災リスク調査報告書、長崎県(H18.3)」より抜粋、加筆
	地震の鉛直方向変動量分布	 地震変動量 5m 0m -5m	 地震変動量 2m 0m -2m	 地震変動量 5m 0m -5m

■雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯との連動時における浸水面積

	浸水深毎浸水面積 (ha)					合計 (ha)
	1cm 以上	30cm 以上	1m 以上	2m 以上	5m 以上	
島原市	40	60	30	10	*	140

注)「*」は10未満、「10」は10以上15未満を表示 (資料:「長崎県地域防災計画」長崎県)

■雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯との連動時における最高津波水位

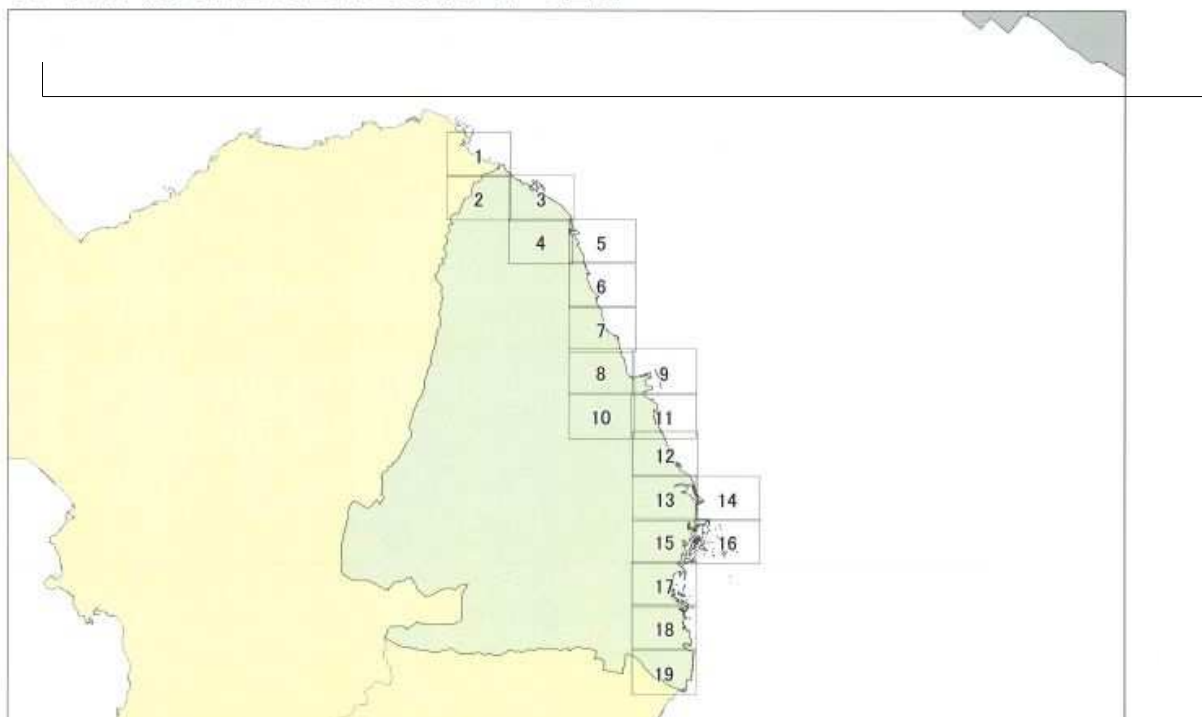
	最高津波水位 (T. P. +m)	最大津波 到達時間 (分)	最大クラスの津波をもたらす津波断層モデル
島原市	7	5	雲仙地溝南縁東部断層帯と雲仙地溝南縁西部断層帯の連動

(資料:「長崎県地域防災計画」長崎県)

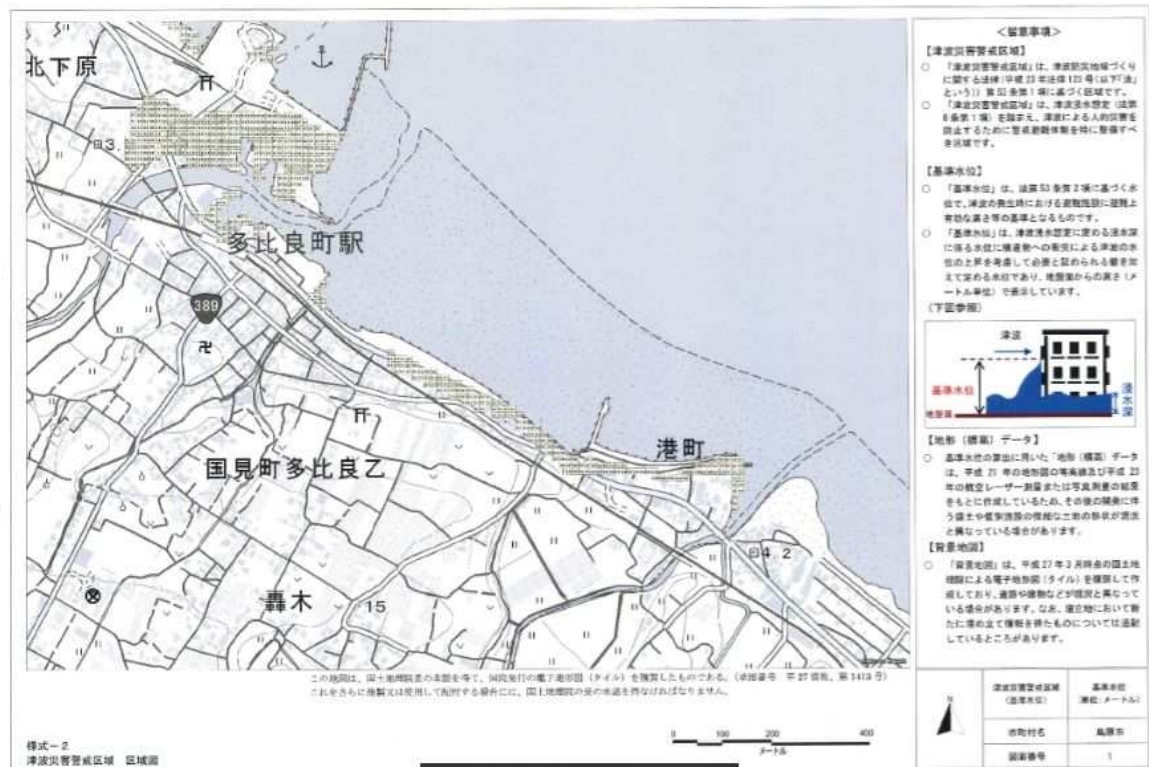
■ 津波災害警戒区域図 (全般)

津波が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域いう。

長崎県津波災害警戒区域図 (島原市) の図郭

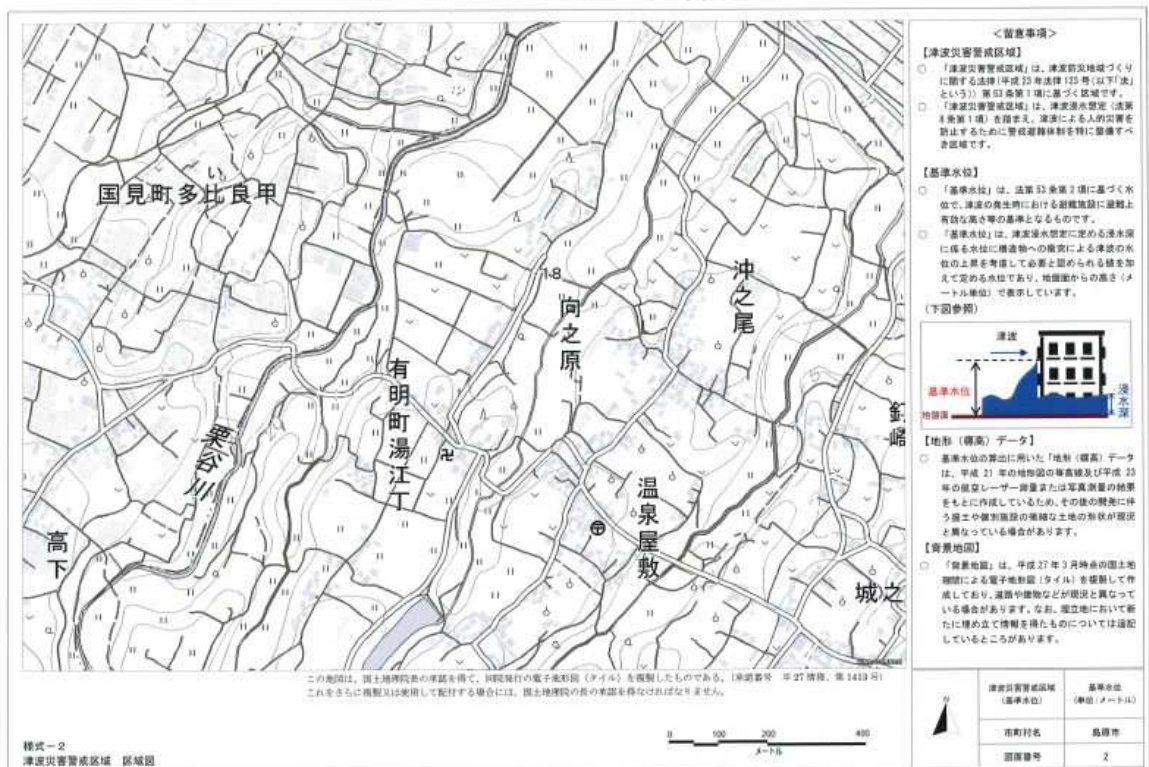


■ 津波災害警戒区域図（その1）



■ 津波災害警戒区域図（その2）

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書（島原市_2）



■ 津波災害警戒区域図（その3）

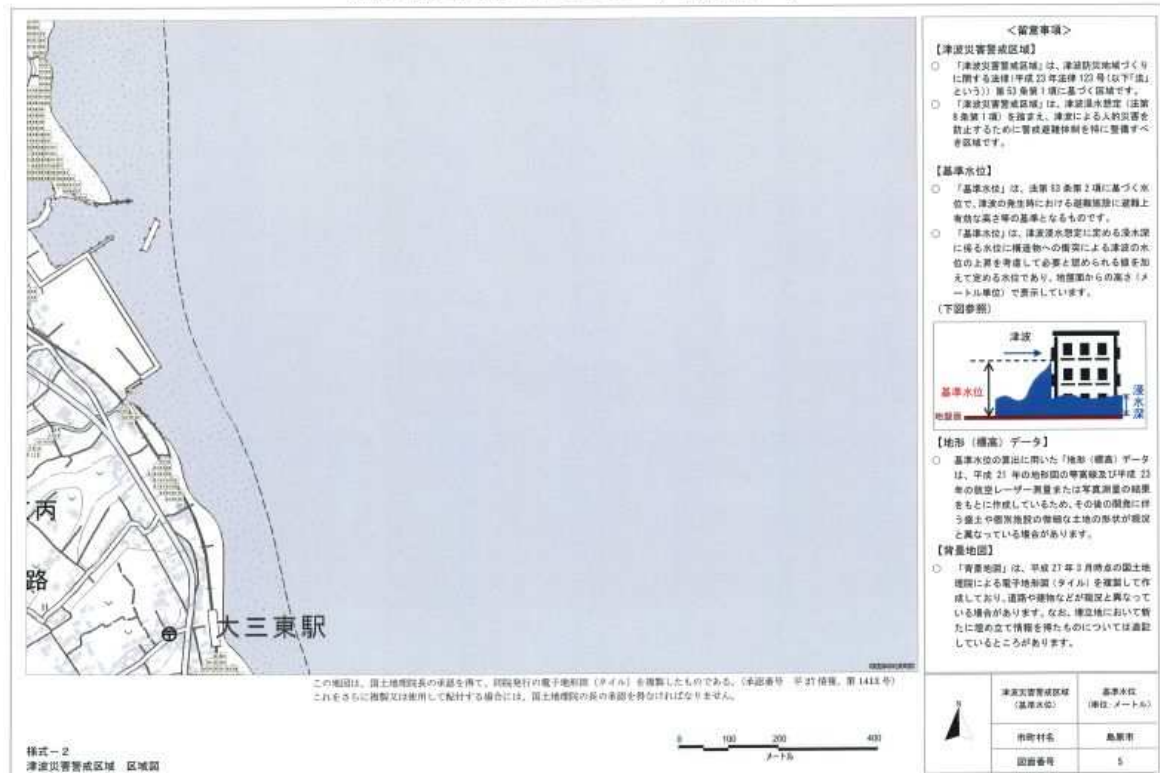


■ 津波災害警戒区域図（その4）



■ 津波災害警戒区域図（その5）

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書 （ 島原市_5 ）



■ 津波災害警戒区域図（その6）

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書 （ 島原市_6 ）



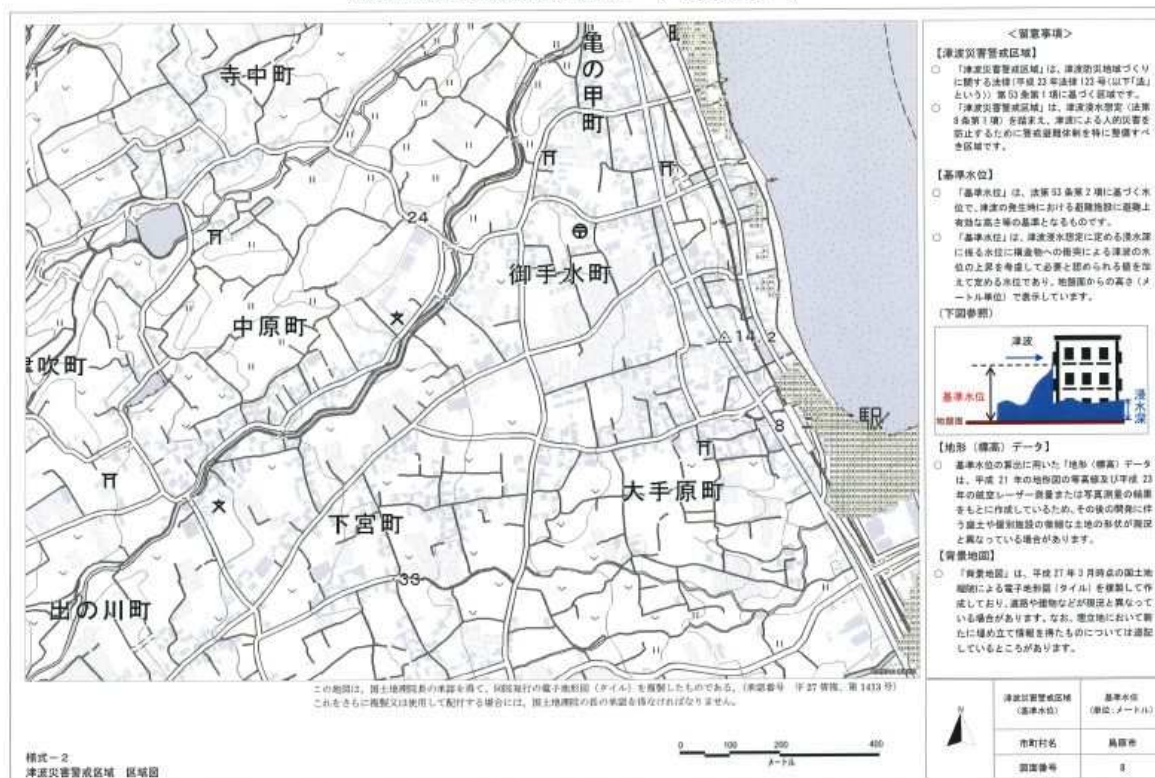
■ 津波災害警戒区域図（その7）

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書（島原市_7）



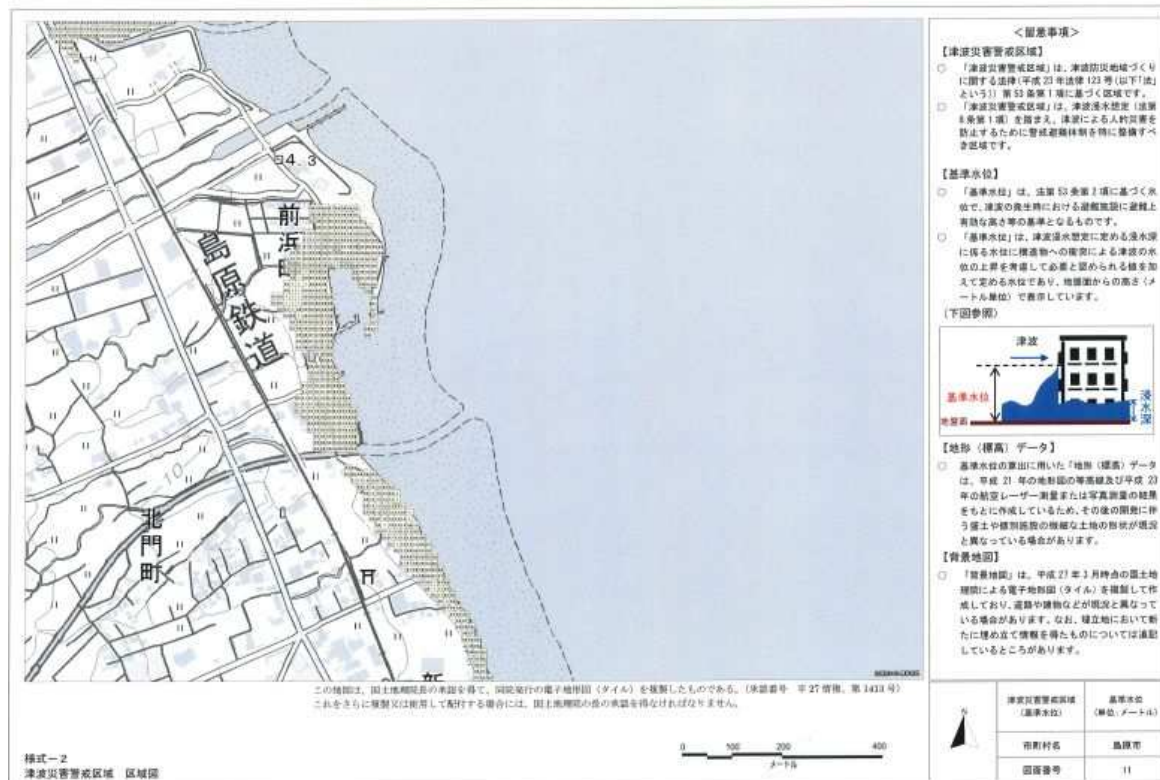
■ 津波災害警戒区域図（その8）

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書（島原市_8）



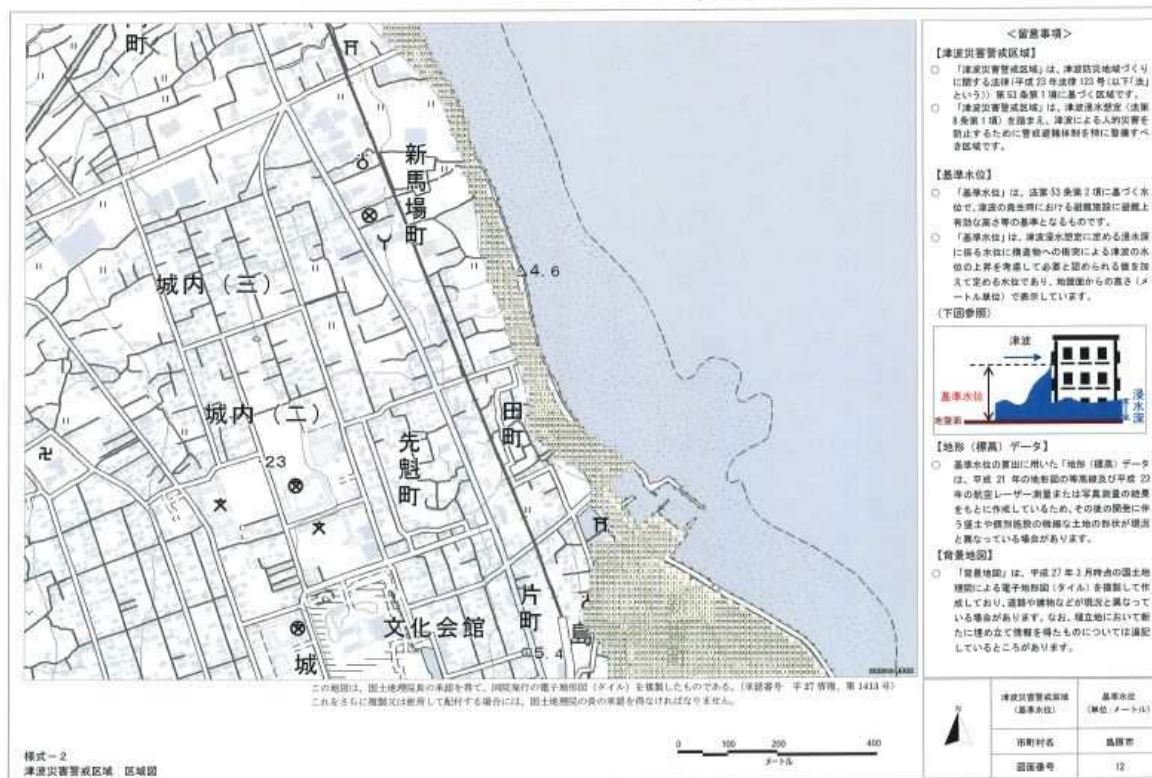
■ 津波災害警戒区域図（その11）

津波災害警戒区域の指定に係る図書（島原市_11）



■ 津波災害警戒区域図（その12）

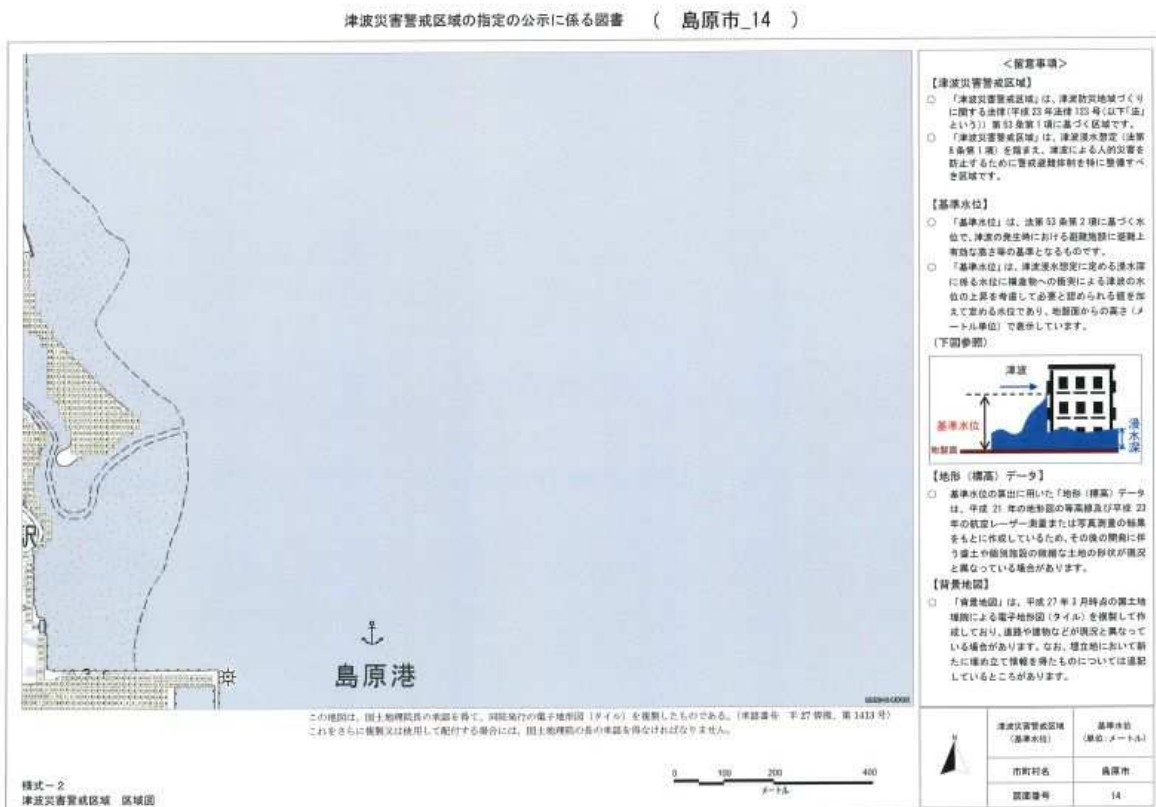
津波災害警戒区域の指定に係る図書（島原市_12）



■ 津波災害警戒区域の指定の公示に係わる図書（その13）

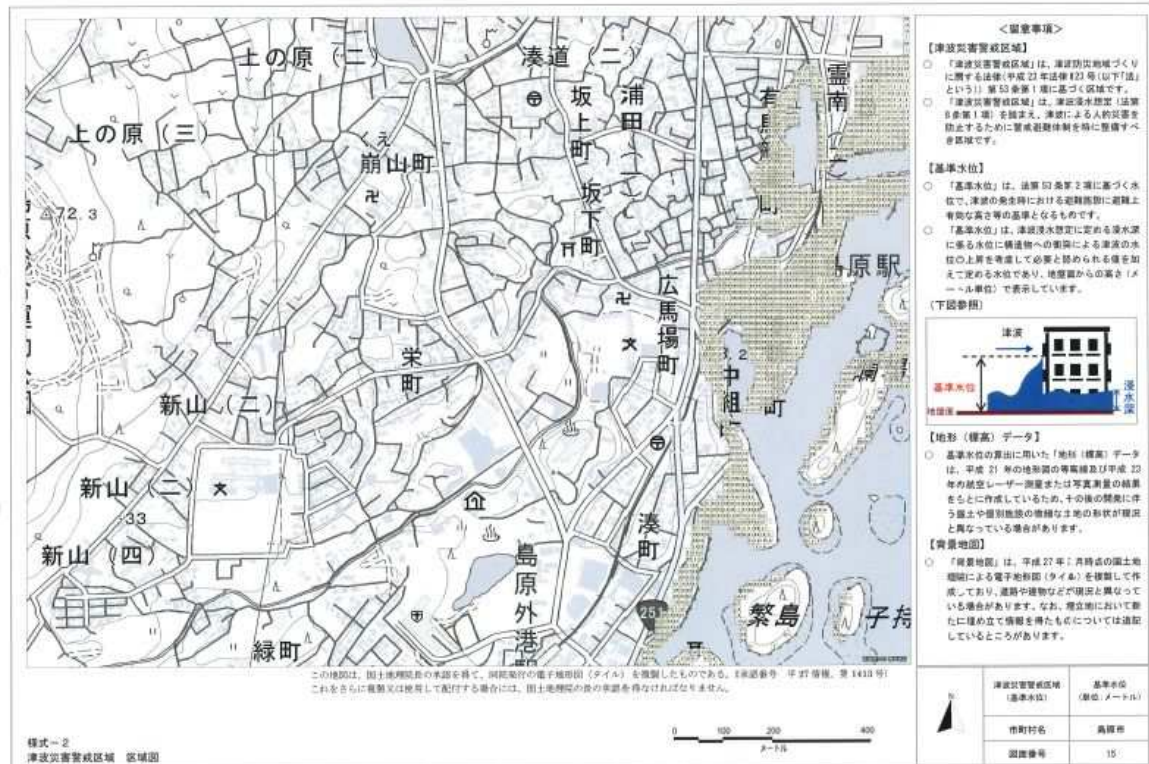


■ 津波災害警戒区域図（その14）



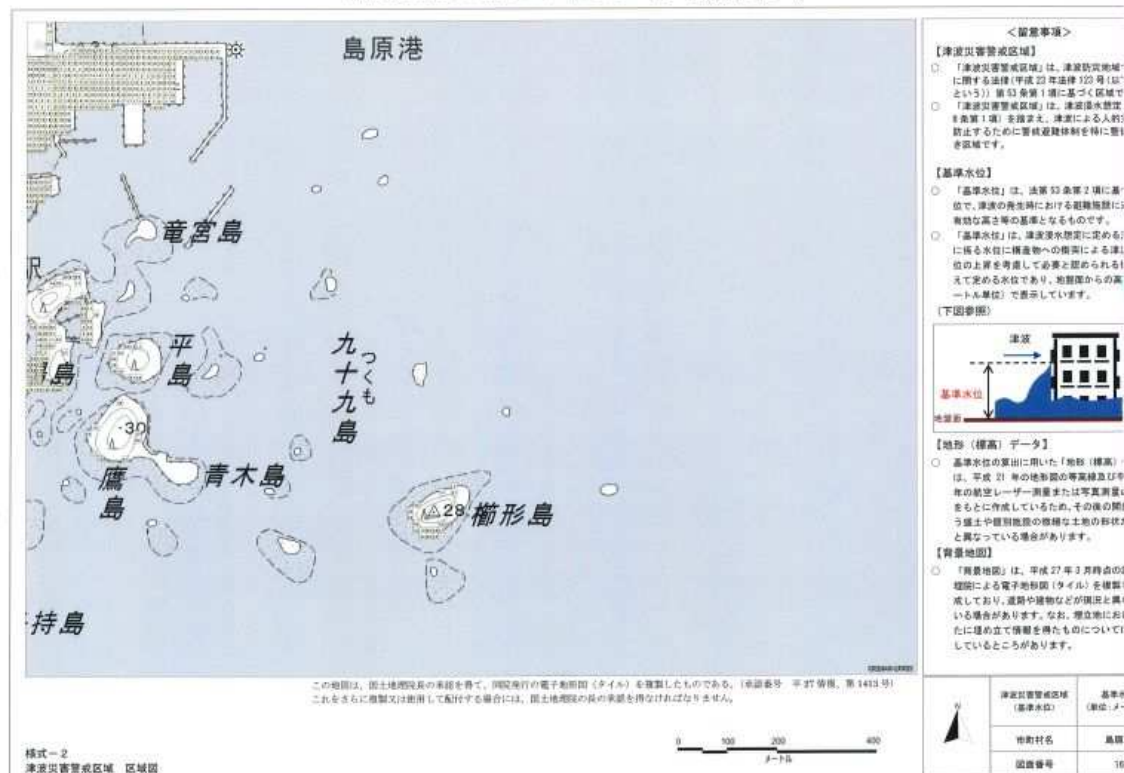
■ 津波災害警戒区域図（その15）

津波災害警戒区域の指定に係る図書（島原市_15）



■ 津波災害警戒区域図（その16）

津波災害警戒区域の指定に係る図書（島原市_16）



■ 津波災害警戒区域図（その17）



■ 津波災害警戒区域図（その18）



(2) 検証対象とする噴火の想定

- ① シナリオの想定にあたっては、過去の文献を含めて、噴火活動による状況の把握が可能な有史以降の現象を対象とし、水蒸気噴火で終息する事例とマグマ噴火へ至る事例（1990年～1996年）の2通り想定

ア シナリオ1

水蒸気噴火で終了するシナリオ（雲仙岳では事例がないため、他火山を参照）

イ シナリオ2

マグマの供給に伴うと考えられる橘湾地下の地震活動の増加、島原半島、山体（普賢岳）直下の震源の移動の観測事例と水蒸気噴火からマグマ噴火、溶岩ドームの形成、溶岩ドーム崩壊型火砕流発生に至るシナリオ（1990年～1996年の噴火事例に基づき作成）

② 想定する噴火の規模

過去の実績により噴火の規模を以下の通り想定する。

ア シナリオ1

想定火口から居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火

イ シナリオ2

居住地域まで影響を及ぼす噴火

(3) 想定される現象と影響範囲

① 想定される現象

ア シナリオ1

大きな噴石、火砕流、小さな噴石、降灰、空震、土石流、泥流

イ シナリオ2

大きな噴石、火砕流（火災サージを含む。）、溶岩流、小さな噴石、降灰、空震、土石流、泥流

② 影響範囲

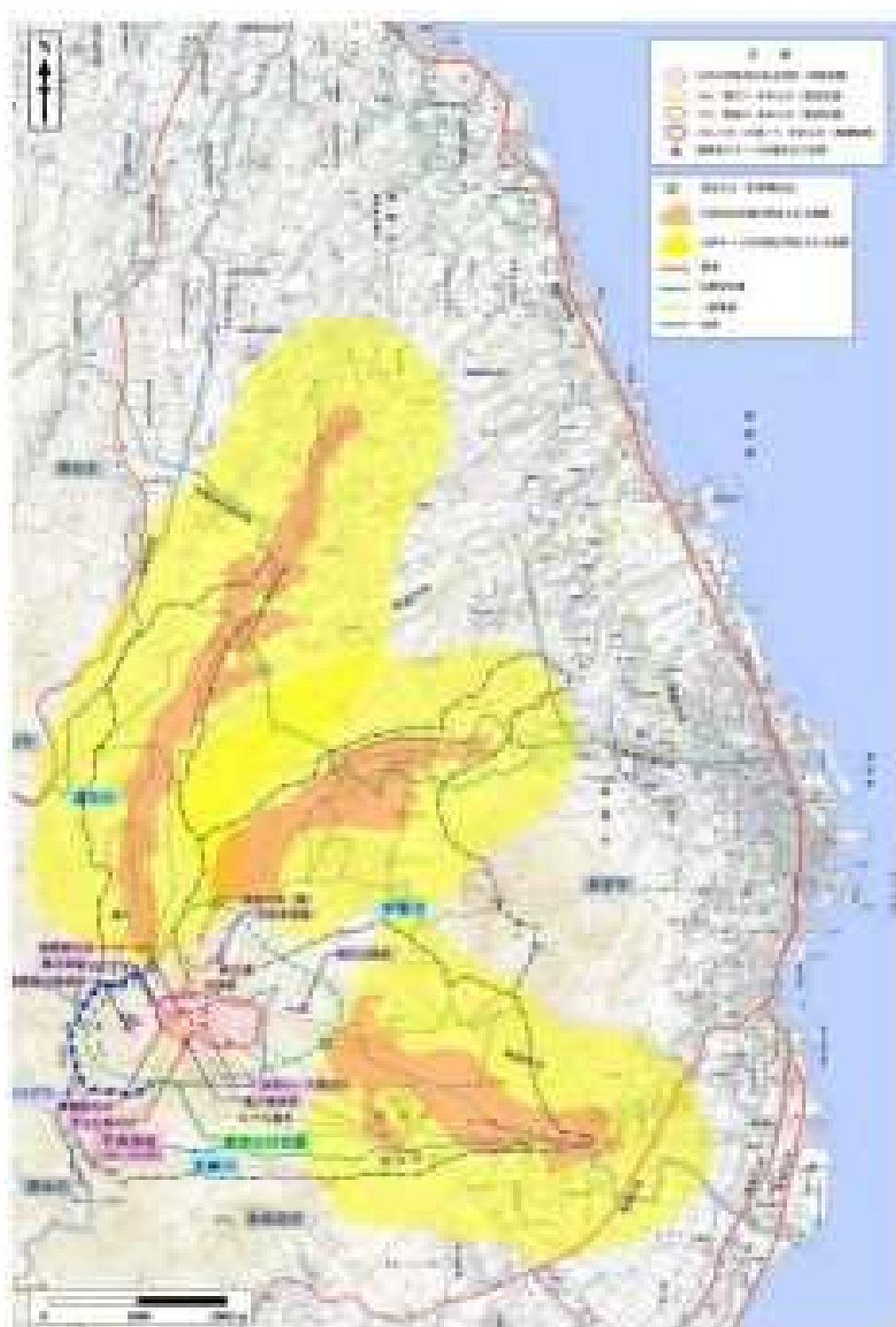
ア シナリオ1の影響範囲は、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きな噴石を対象とする。

イ シナリオ2の影響範囲は、大きな噴石、火砕流、溶岩流を対象とする。

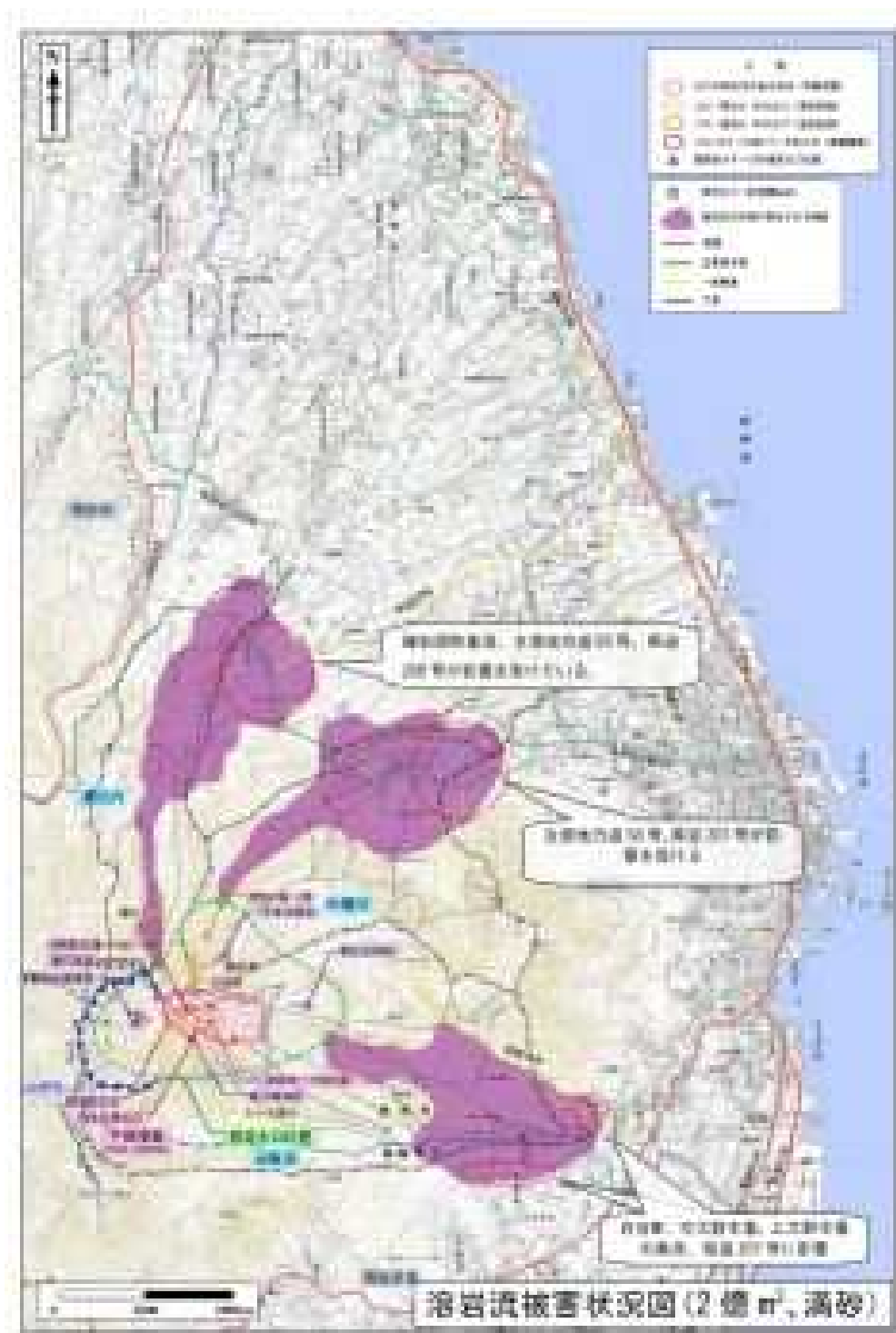
■ 想定火口から大きな噴石の影響範囲図



■ 火砕流、火砕サージによる影響範囲図



■溶岩流の影響範囲図



5 溶岩ドーム崩壊災害

平成2年11月17日、雲仙岳は約200年ぶりに噴火活動を再開し、平成3年5月20日に溶岩ドームが出現した。噴火活動は、現在終息しているが、雲仙岳平成新山山頂部には1億 m^3 の溶岩ドームが不安定に堆積しており、地震や降雨等による崩壊が懸念されている。

溶岩ドームを含めた山体部の安定性及び不安定岩塊の状況などを把握するため、雲仙普賢岳斜面を対象に、現地調査及び合成開口レーダー観測により、小崩落の継続発生箇所を把握するとともに、反射プリズムから得られたデータとの関係を解析・検討した結果では、平成9年から平成28年までの20年間で溶岩ドームが南東方向に約1.3m変異している状況である。

国土交通省雲仙復興事務所では、関係機関と連携し溶岩ドームの崩落予測を行っており、溶岩ロープの亀裂、溶岩ロープと火砕流堆積物との境界、火砕流堆積物と噴火前の地山との境界から崩壊するCASE1からCASE5までの5つの規模が想定されている。

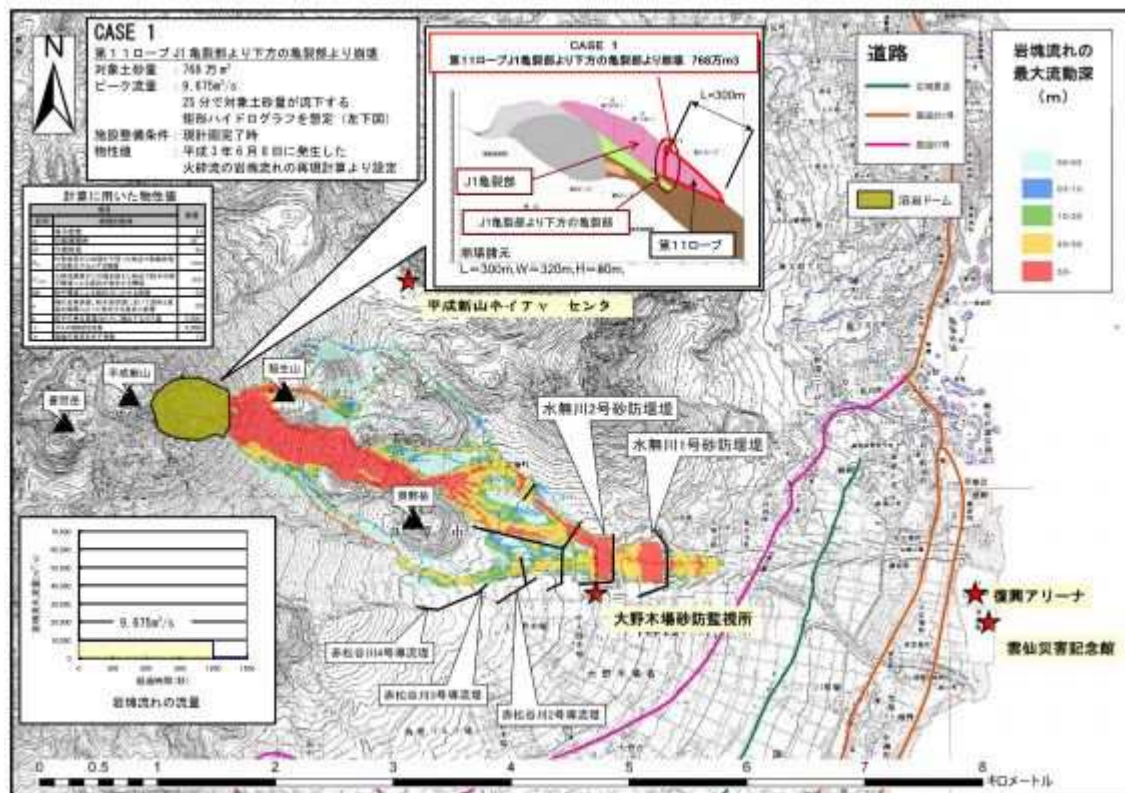
これらの検討によれば、溶岩ロープの火砕流との境界付近は多孔質で強度が小さく、第11溶岩ロープが崩壊するCASE1～3が最も起こりやすいと考えられ、CASE3までの規模に対しては砂防堰堤によるハード対策が検討されている。

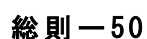
しかし、溶岩ドームの崩壊は自重等により溶岩ドームが継続的に変位し、その変異の傾向が急変するなど、崩壊の予兆ができる場合と、地震等により突発的に崩壊する場合が考えられる。崩壊予兆が確認できる場合は、雲仙復興事務所が観測しているデータを基に、学識者の意見を踏まえ避難時期等を判断する。

また、突発的に崩壊する場合は、岩屑なだれが市街地に到達するまでの時間は5分程度を想定されているため、崩壊の誘因となる地震等が発生した場合に、住民等へ即時に情報発信する手段の確立や避難場所の設定を関係機関と連携して行う。

■溶岩ドーム崩壊影響範囲図（CASE1～5）

○ CASE 1

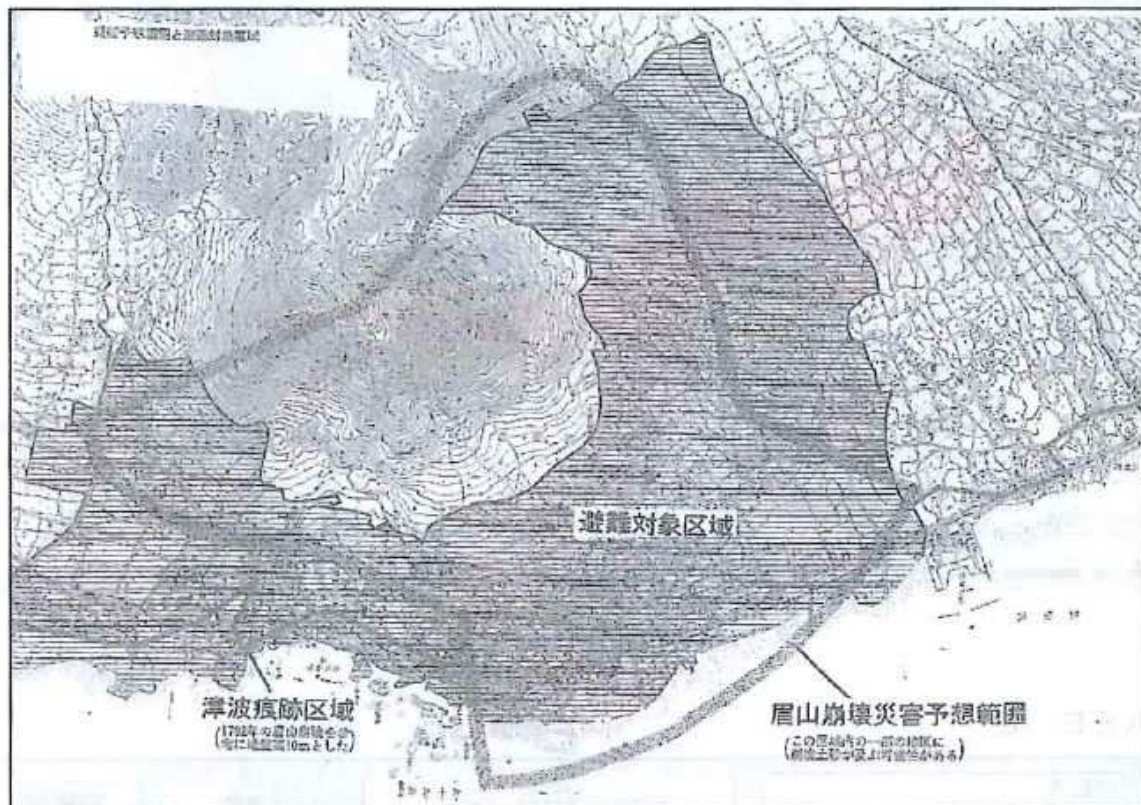




6 眉山崩壊災害

1792年5月に発生した眉山崩壊では、大量の土砂が有明海に落ち込み、「島原大変肥後迷惑」と言われるように津波災害が起こった。本市では、平成6年3月に眉山崩壊に伴う災害予想範囲を検討しており、検討結果を踏まえた避難対策を推進している。

■眉山崩壊災害予想範囲図



（資料：「島原市総合避難計画策定業務委託報告書」平成6年3月 島原市）

第3 想定する災害

本計画は、本市における地勢、地盤・地質特性、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用の現況等の社会的条件及び過去に発生した各種災害を勘案し、本市で発生するおそれがある災害を想定し、これを基礎として作成を行った。

この計画の作成の基礎として想定する主な災害は、次のとおりである。

■想定災害

1 風水害

- 台風に伴う大雨による河川・水路の氾濫、浸水及び破堤等による災害
- 台風に伴う強風による家屋の倒壊等による災害
- 豪雨に伴う河川・水路の氾濫、浸水及び破堤等による災害
- 低湿地域などの排水不良による浸水等の災害
- 豪雨、台風に伴う大雨による崖崩れ、土石流等の土砂災害

2 地震・津波災害

- 建物、ライフライン、交通施設等の被害による災害
- 液状化による災害
- 地震に伴う津波による浸水及び破堤等による災害

3 火山災害

- 活動火山「雲仙岳」の活動に伴う噴石、降灰、火砕流、火災、土石流等による災害

4 溶岩ドーム崩壊災害

- 火山活動、地震や降雨等による雲仙岳平成新山山頂部の溶岩ドーム崩壊による災害

5 眉山崩壊災害

- 活動火山「雲仙岳」の火山活動の活発化に伴う山地崩壊による災害

6 高潮災害

- 台風等に伴う高潮による浸水災害

7 危険物等災害

- 消防法で規定する「危険物」による災害
- 高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」による災害
- 火薬類取締法で規定する「火薬類」による災害

8 原子力災害

- 火災、その他の災害が起こったこと等による放射線の放出又は運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい等の発生

9 特別災害

航空災害、海上災害、列車・自動車事故、大規模火災、雑踏災害及び自然環境災害をいう。

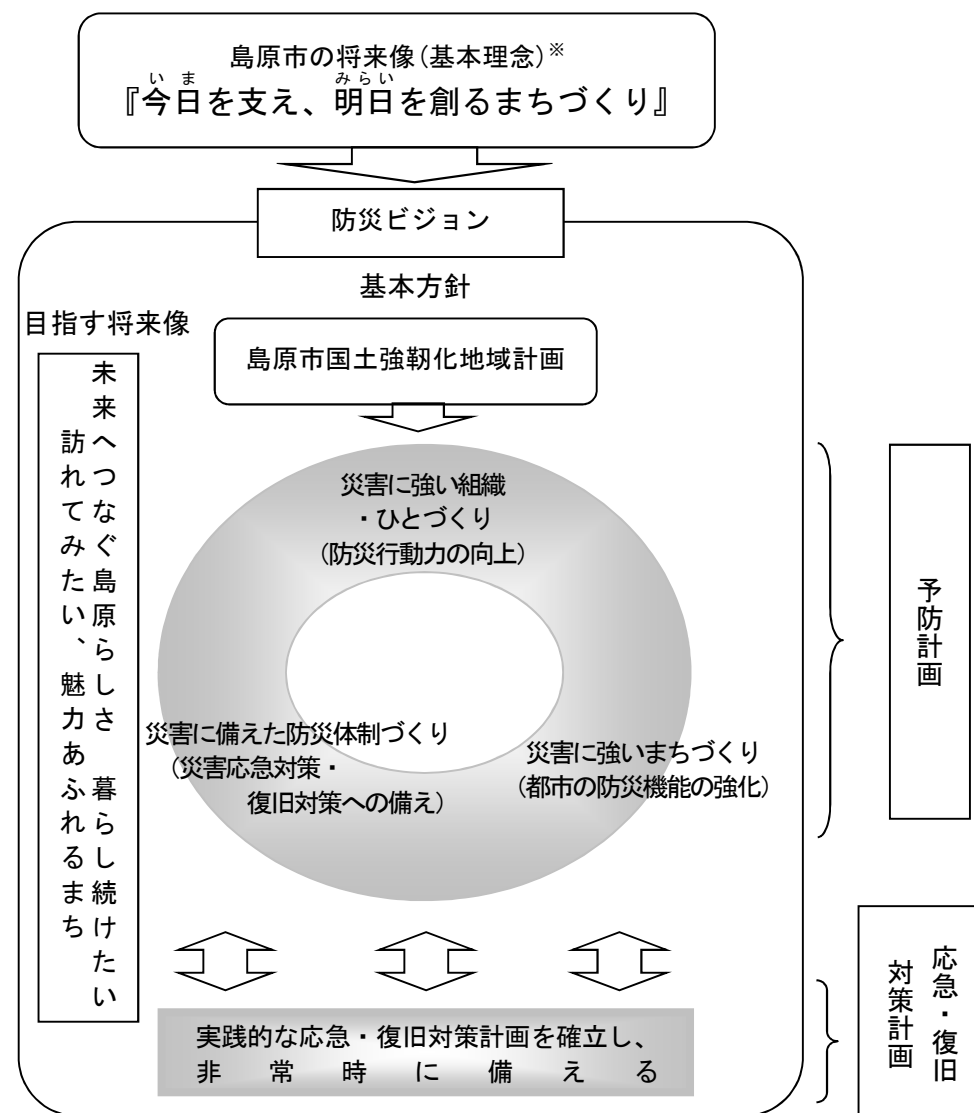
第5節 防災対策の基本目標

項 目	頁	担 当
第1 防災ビジョン	54	市民安全課
第2 基本目標	55	市民安全課

第1 防災ビジョン

本市の地域特性や今後の開発動向を踏まえた島原市国土強靱化地域計画に基づいた防災計画の策定及び運用の指針として、過去の災害の教訓を踏まえ、「安全で安心して暮らせる防災・減災まちづくり」を理念とし、市民・行政・関係機関・団体等がそれぞれの役割を自覚し、互いの連携を基本として、力を結集して災害に強い島原市を創りあげるため、次の4つを基本方針として掲げる。

■防災ビジョン



※島原市市勢振興計画（令和2年3月）

第2 基本目標

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

また、防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。そのため、各段階における基本目標を次のように定める。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。

最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

2 災害応急段階

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

